

25 高建管第 1181 号
平成 26 年 3 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

土木部長

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領の一部改正について（通知）

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領（平成 19 年 3 月 20 日付け 18 高建管第 831 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

高知県建設業活性化プランに係る取組として、総合評価における企業の評価について、「自社工場（製作）の有無」及び「若手技術者の育成の状況」を新たに評価対象に追加するとともに、「同種・類似工事の実績の有無」に関し、評価の対象とする実績を見直す等、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 企業の評価における評価項目について、以下の改正を行うこととしました。

(4-2(1)①の表及び様式関係)

- ①「同種・類似工事の実績の有無」に関し、評価の対象を過去10年間に短縮し、平成16年度以降（改正前；平成10年度以降）の実績とするとともに、評価の対象件数を3件（改正前；4件）までとすること。
- ②「同種・類似工事の成績評定」に関し、評価の対象を平成21年度以降（改正前；平成20年度以降）の実績とすること。
- ③「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象を平成19年度以降（改正前；平成18年度以降）の実績とすること。
- ④「地域内拠点の有無」に関し、評価の配点を10点（改正前；15点）に縮小すること。
- ⑤「重機保有の有無」に関し、評価の方法を保有の有無から保有台数に応じた評価とすること。

⑥地域性・社会性評価として、「自社工場（製作）の有無」を追加し、工場製作を伴う工事に適用するものとし、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作する場合に評価の対象とすること。

⑦地域性・社会性評価として、「若手技術者の育成の状況」を追加し、次のいずれかに該当する場合に評価の対象とすること。

ア 当該公告工事の配置技術者要件として求める資格を有する開札日において41歳未満の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合

イ 当該公告工事の種類に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する開札日において41歳未満の技術職員を現場代理人として配置する場合

(2) 配置予定技術者の評価における評価項目について、以下の改正を行うこととしました。

(4-2(1)②の表及び様式関係)

①「同種・類似工事の従事実績の有無」に関し、評価の対象を過去10年間に短縮し、平成16年度以降（改正前；平成10年度以降）の実績とするとともに、評価の対象件数を3件（改正前；4件）までとすること。

②「同種・類似工事の成績評定」に関し、評価の対象を平成21年度以降（改正前；平成20年度以降）の実績とすること。

③「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象を平成19年度以降（改正前；平成18年度以降）の実績とすること。

(3) 「自社工場（製作）の有無」の項目を選択し、総合評価を実施した場合において、当該工事における製作物を県内自社工場で製作すると申請して加算を受け、落札者となった者について、評価内容の担保のため当該製作物を当該自社工場で製作したかどうか確認し、自社工場製作を達成していなかった場合にはペナルティとして工事成績評定の減点措置（-8点）を行うこととしました。

(6-1(1)関係)

(4) 特定調達金額の範囲が変更されたことに伴い、規定の整理を行うこととしました。

(1の表関係)

(5) 契約書の提出期限について、落札決定の日から14日（閉庁日を含む。）以内（改正前；10日（閉庁日を含む。）以内）とする制度見直しに伴い、規定の整理を行うこととしました。

(2の手順関係)

(6) 高知県内で発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降、受注者が公正取引委員会の排除措置命令において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の違反行為者として認定されたが、法

人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事については、当該工事の受注者は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないこととしました。

(4-2(1) ①の表関係)

(7) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

3 施行日

この改正は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用することとします。

25 高建管第 1181 号
平成 26 年 3 月 24 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

土木部長

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領の一部改正について（通知）

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領（平成 19 年 3 月 20 日付け 18 高建管第 831 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、参考に送付します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

高知県建設業活性化プランに係る取組として、総合評価における企業の評価について、「自社工場（製作）の有無」及び「若手技術者の育成の状況」を新たに評価対象に追加するとともに、「同種・類似工事の実績の有無」に関し、評価の対象とする実績を見直す等、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1） 企業の評価における評価項目について、以下の改正を行うこととしました。

（4－2（1）①の表及び様式関係）

- ① 「同種・類似工事の実績の有無」に関し、評価の対象を過去10年間に短縮し、平成16年度以降（改正前；平成10年度以降）の実績とするとともに、評価の対象件数を3件（改正前；4件）までとすること。
- ② 「同種・類似工事の成績評定」に関し、評価の対象を平成21年度以降（改正前；平成20年度以降）の実績とすること。
- ③ 「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象を平成19年度以降（改正前；平成18年度以降）の実績とすること。

- ④「地域内拠点の有無」に関し、評価の配点を10点（改正前；15点）に縮小すること。
- ⑤「重機保有の有無」に関し、評価の方法を保有の有無から保有台数に応じた評価とすること。
- ⑥地域性・社会性評価として、「自社工場（製作）の有無」を追加し、工場製作を伴う工事に適用するものとし、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作する場合に評価の対象とすること。
- ⑦地域性・社会性評価として、「若手技術者の育成の状況」を追加し、次のいずれかに該当する場合に評価の対象とすること。

ア 当該公告工事の配置技術者要件として求める資格を有する開札日において41歳未満の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合

イ 当該公告工事の種類に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する開札日において41歳未満の技術職員を現場代理人として配置する場合

- (2) 配置予定技術者の評価における評価項目について、以下の改正を行うこととしました。

（4-2(1)②の表及び様式関係）

- ①「同種・類似工事の従事実績の有無」に関し、評価の対象を過去10年間に短縮し、平成16年度以降（改正前；平成10年度以降）の実績とするとともに、評価の対象件数を3件（改正前；4件）までとすること。
- ②「同種・類似工事の成績評定」に関し、評価の対象を平成21年度以降（改正前；平成20年度以降）の実績とすること。
- ③「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象を平成19年度以降（改正前；平成18年度以降）の実績とすること。

- (3) 「自社工場（製作）の有無」の項目を選択し、総合評価を実施した場合において、当該工事における製作物を県内自社工場で製作すると申請して加算を受け、落札者となった者について、評価内容の担保のため当該製作物を当該自社工場で製作したかどうか確認し、自社工場製作を達成していなかった場合にはペナルティーとして工事成績評定の減点措置（-8点）を行うこととしました。

（6-1(1)関係）

- (4) 特定調達金額の範囲が変更されたことに伴い、規定の整理を行うこととしました。

（1の表関係）

- (5) 契約書の提出期限について、落札決定の日から14日（閉庁日を含む。）以内（改正前；10日（閉庁日を含む。）以内）とする制度見直しに伴い、規定の整理を行うこととしました。

(2の手順関係)

(6) 高知県内で発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降、受注者が公正取引委員会の排除措置命令において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事については、当該工事の受注者は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないこととしました。

(4-2(1)①の表関係)

(7) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

3 施行日

この改正は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用することとします。

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領

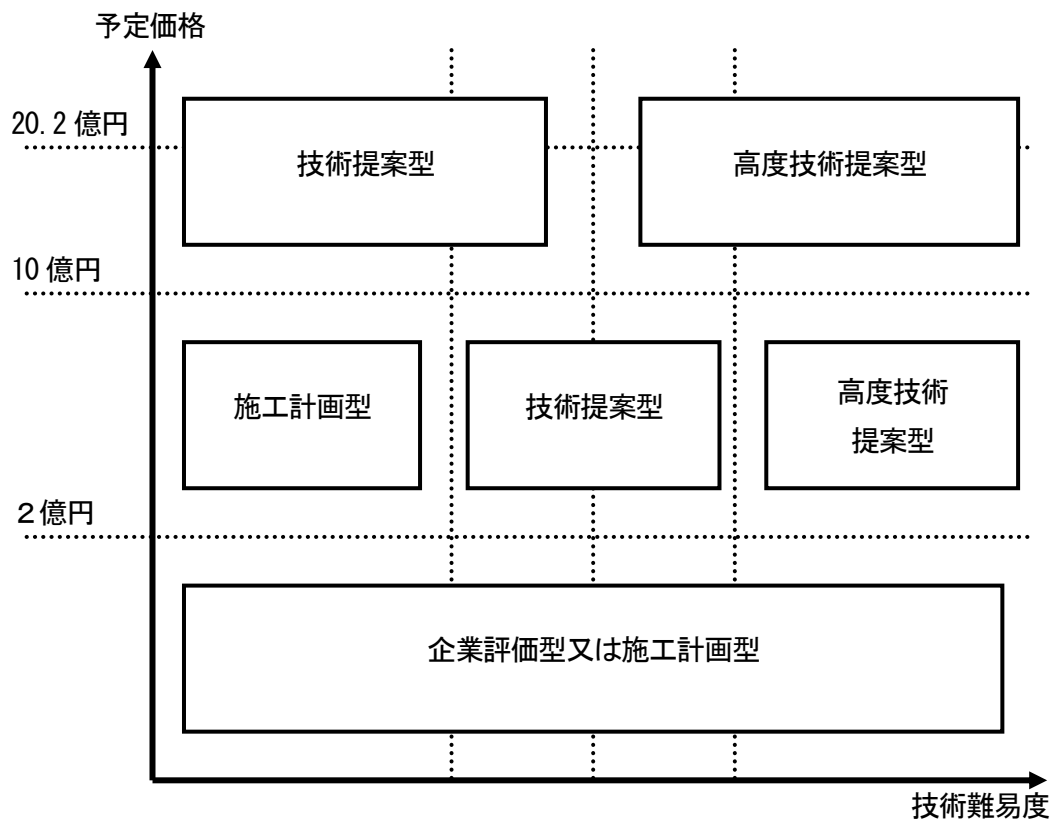
この要領は、高知県土木部が総合評価方式により入札する場合の事務処理の効率化等を目的に、高知県土木部総合評価方式実施要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知）に基づく運用上の基本的な事項をとりまとめたものである。

1 総合評価方式の選定

工事の特性（規模、技術的な工夫の余地など）に応じて、企業評価型、施工計画型、技術提案型又は高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選定する。

一般競争入札の対象工事で、選定の目安として下図を参考に選定する。

【総合評価方式 適用表】



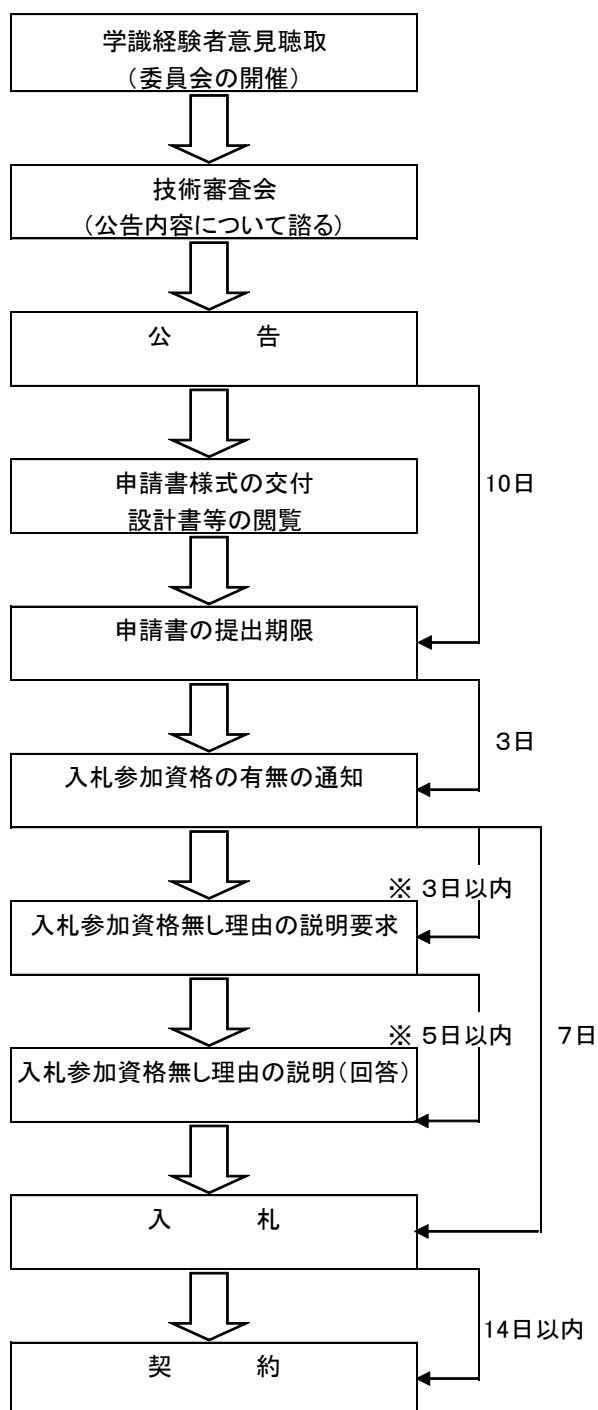
注：各工事の技術難易度については、工事の規模及び内容・工期・施工難易度・周辺環境・技術的工夫の余地・ライフサイクルコスト等を考慮した上で、それぞれ判断する。

2 実施手順

総合評価方式を実施する場合の標準的な手順は、以下のとおりである。

なお、所要日数は、目安であり工事の内容に応じて変化する可能性がある。

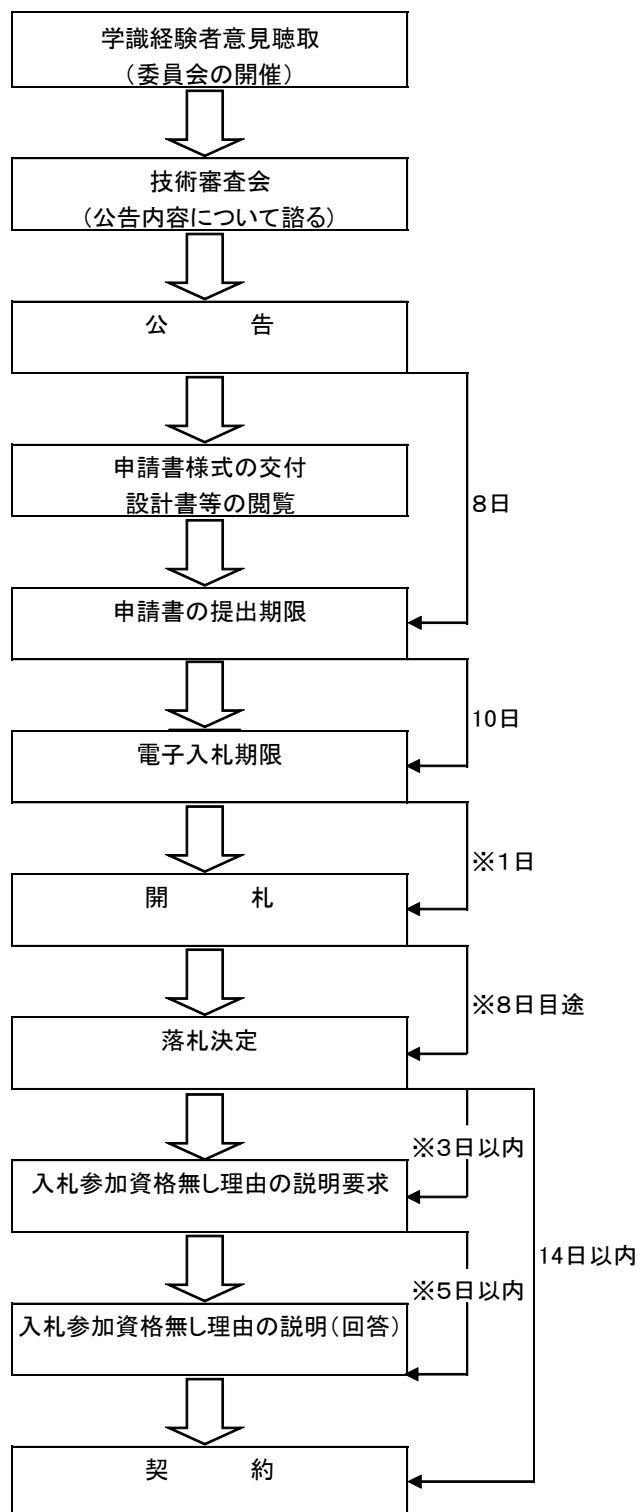
[企業評価型（紙入札）の手順]



※; 県の閉庁日を含まない。

公告～入札まで合計(標準) 20日

[企業評価型（電子入札）の手順]

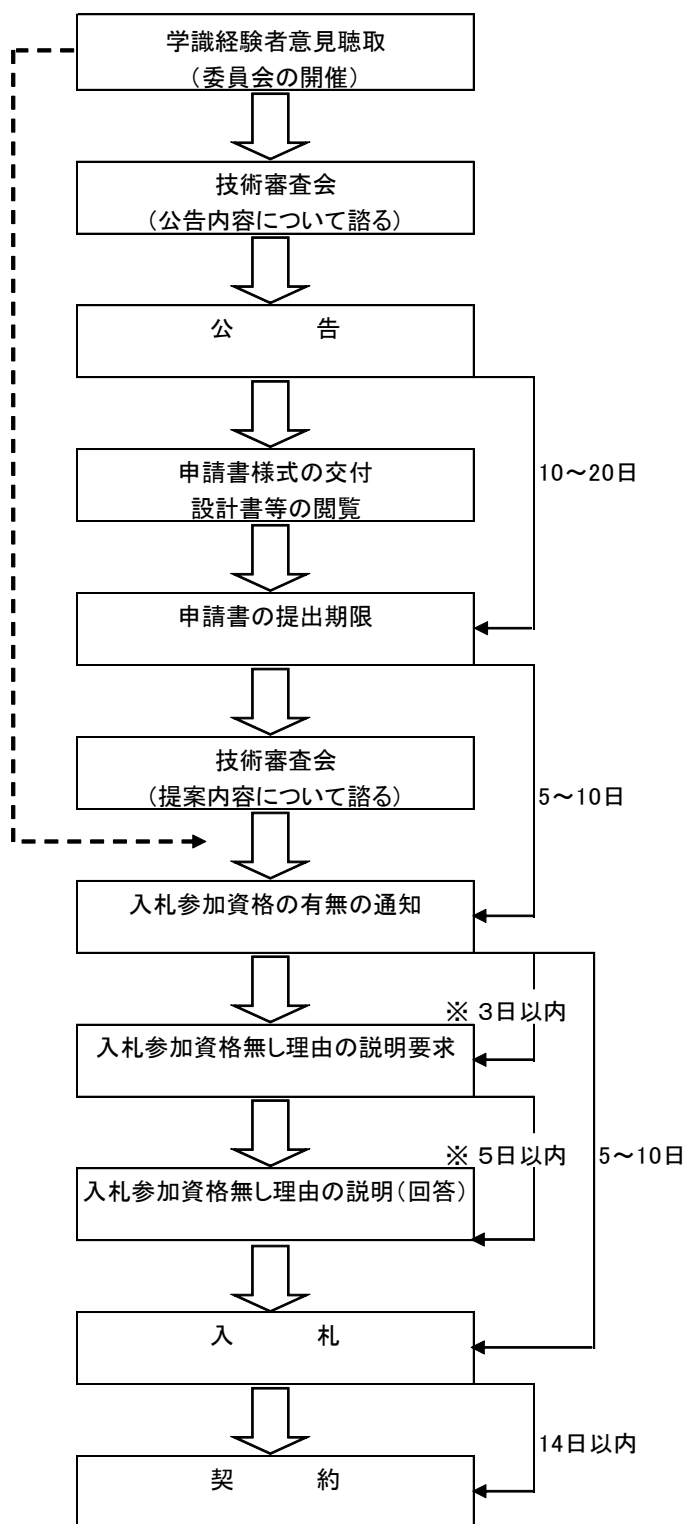


※：県の閉庁日を含まない。

落札決定まで合計（標準）27日

※案件によって、公告から開札日までの
期間は延長される。

[施工計画型（紙入札）の手順]



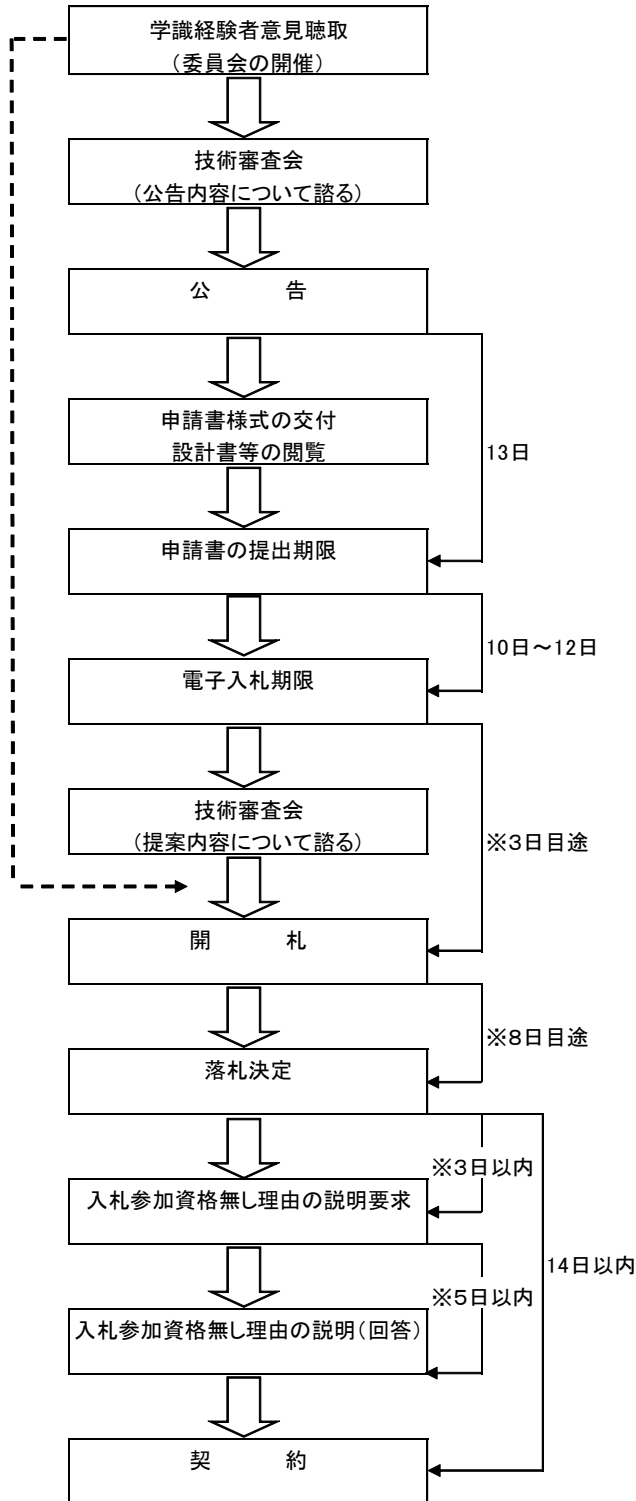
※; 県の閉庁日を含まない。

- - - - - は、必要に応じて実施。

入札まで合計(最短) 20日

入札まで合計(最長) 40日

[施工計画型（電子入札）の手順]



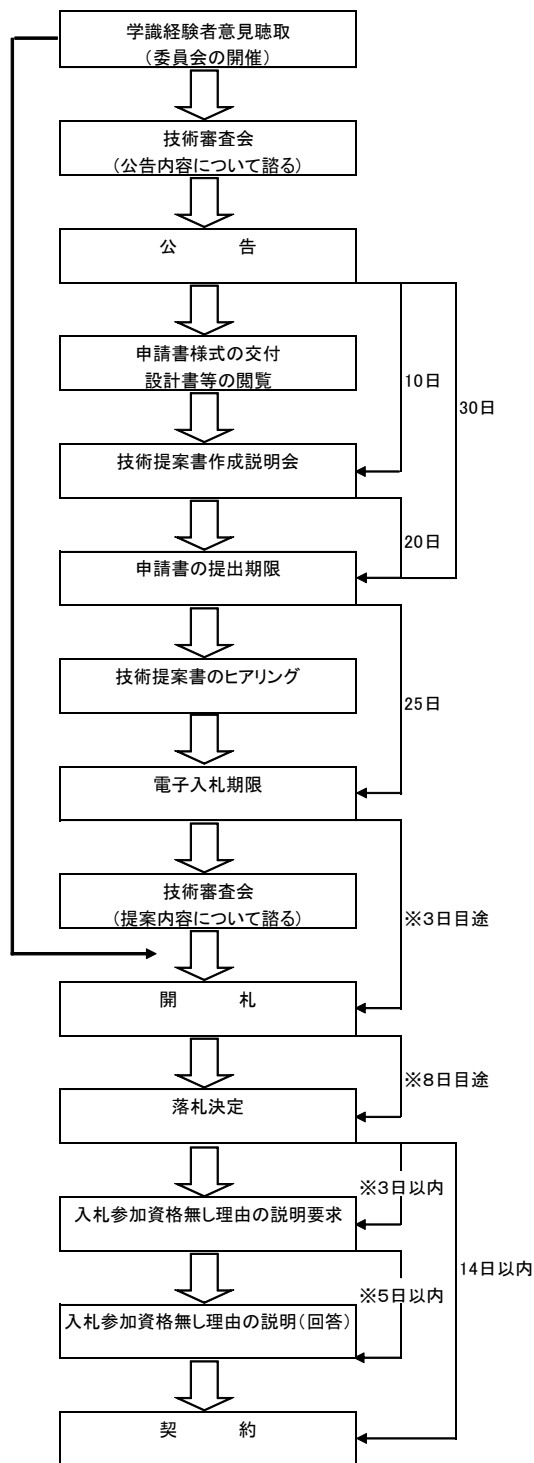
※：県の閉庁日を含まない。

----- は、必要に応じて実施。

落札決定まで合計（標準）34～36日

※求める提案内容によって、公告から開札日までの期間は延長される。

[技術提案型（電子入札）の手順]



※：県の閉庁日を含まない。
落札決定まで合計（標準）66日

※求める提案内容によって、公告から開札日までの
期間は延長される。

高度技術提案型の手順については、技術提案型を参考とし、その所要日数は、個別に検討が必要である。

3 総合評価の方法と落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。
なお、評価値の算出方式は、除算方式とする。

(1) 評価値の算出方式（除算方式）

評価値＝評価点÷入札価格

＝（標準点＋加算点）÷入札価格

＝（標準点＋技術評価点＋施工体制評価点）÷入札価格

標準点：入札参加資格要件を満足する者に100点を与える。

技術評価点：技術提案に対し評価基準に基づき評価された加算点を与える。

施工体制評価点：品質確保の体制その他の施工体制の確保状況に対し評価基準に基づき評価された施工体制評価点を与える。

なお、評価値は小数点第5位を切り捨て、小数点以下4桁とする。

(2) 技術評価点の設定

技術提案等に応じて、技術評価点の満点を10～30点の範囲で設定する。

なお、企業評価型は10点、施工計画型は20点を標準とする。

(3) 施工体制評価点の設定

技術評価点の満点を施工体制評価点の満点として設定する。

(4) 施工体制確認型総合評価方式

総合評価方式は、すべて施工体制確認型とする。

① 施工体制評価

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。

② 施工体制評価点の算定

品質確保の実効性と施工体制確保の確実性の各項目で評価し、「良」を満点、「可」を「良」の10分の4点、「不可」を0点とし、その合計を施工体制評価点とする。

③ 施工体制評価の技術評価点への反映

技術評価点＝開札時の技術評価点(仮)×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）

④ 加算点の算定

加算点＝技術評価点＋施工体制評価点

4 企業評価型、施工計画型における審査・評価

4-1 入札公告等

技術資料等の提出を要請するにあたり、入札公告等に明示すべき事項を以下に示す。

【企業評価型、施工計画型における技術資料の提出を要請するに当たり明示すべき事項】

〔技術資料の提出要請書例（入札公告記載事項）〕

- (1) 公告日
- (2) 一般競争入札に付する事項（工事の概要等）
 - ・ 施工体制確認型総合評価方式の適用の旨
 - ・ 審査の結果、施工計画の提案において、白紙又は著しく不適當な提案であると判断される場合には、失格とする旨
- (3) 申請書及び技術提案書の作成・提出方法（技術資料の内容）
- (4) 申請者の資格要件に関する事項
- (5) 技術提案資料の提出
 - ・ 提出を求める技術提案資料
- (6) 技術的能力の審査（総合評価）に関する事項
 - ① 評価項目
 - ② 評価項目ごとの評価基準
 - ③ 得点配分
 - ④ 総合評価の方法
 - ⑤ 落札者の決定方法
 - ⑥ 評価内容の担保
 - ・ 技術提案内容の不履行の場合における措置（工事成績評定の減点、悪質な場合は指名停止を行う旨）
- (7) 設計図書の開覧及び設計図書に関する質問
- (8) 入札参加資格の確認に関する事項
- (9) 一般競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (10) 入札に関する事項（入札の日時及び場所）及び入札条件等
- (11) 契約変更の取り扱い
- (12) 契約の保証
- (13) 低入札価格調査制度による契約締結時の取扱い
- (14) その他、実施上の留意事項
 - ① 入札参加資格の審査を開札後に行う事後審査方式による場合にあっては、入札参加者は総合評価に係る自己申請の評価点及び施工計画を入札参加資格確認申請書と併せて期限までに提出するとともに、落札候補者となった者は自己申請の評価点の挙証資料を開札後通知される期限までに提出しなければならない。
 - ② 事後審査方式によらない場合にあっては、入札参加者は入札参加資格確認申請書と併せて、総合評価に係る資料を別途様式により期限までに提出しなければならない。
 - ③ 提出された総合評価に係る自己申請の評価点の差し替えは認めない。また、提出

された資料は返却しない。

- ④ 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した費用は、入札参加者の負担とする。

なお、技術資料の提出様式等を別添する。

4-2 技術的能力の審査

当該工事の現場条件等を考慮し、適切で確実に施工が確保できるかどうかを確認するために、企業評価型における審査内容は、企業、配置予定技術者及び施工体制の評価とし、施工計画型における審査内容は、企業、配置予定技術者、簡易な施工計画及び施工体制の評価とする。

審査の結果、施工計画の提案において、白紙又は著しく不適當な提案であると判断される者については失格とする。

(1) 評価項目、評価基準及び配点

評価項目として大別して、次の項目を設定する。

(ア) 企業評価型

- ① 企業の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 施工体制の評価

加算点＝①企業の評価（5点）＋②配置予定技術者の評価（5点）＋③施工体制の評価（10点）＝20点

(イ) 施工計画型

- ① 企業の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 簡易な施工計画の評価
- ④ 施工体制の評価

加算点＝①企業の評価（4点）＋②配置予定技術者の評価（4点）＋③簡易な施工計画の評価（12点）＋④施工体制の評価（20点）＝40点

各項目の具体的な内容、評価基準及び配点については、以下を標準とする。

① 企業の評価

企業の評価における評価項目は表のとおりとし、その評価目的は次のとおりとする。

「技術力評価（必須項目）」

発注する工事の内容や規模等の特性に応じて設定する「同種・類似工事」の施工実績により、発注工事の施工に関しての潜在的能力に着目して企業の技術力を評価する項目。発注工事ごとに、その特性に応じた技術力を評価する必要があるため、

必須項目とする。

「技術力評価（選択項目）」

企業の基礎的な技術力を評価する項目。発注する工事の内容や規模等の特性を勘案のうえ、企業に求める技術力に応じて選択する。

「地域性・社会性評価項目（選択項目）」

建設業者として求められる社会性や発注工事の地域性に着目して、企業の社会や地域への貢献度を評価する項目。地域における課題、受注業者に求められる社会性に応じて選択する。

評価項目	評価基準	配点
技術力評価（必須項目）		
同種・類似工事の実績の有無 （平成16年度以降） （※注1、注2）	施工実績 3件以上（※注3）	10点
	施工実績 2件	5点
	施工実績 2件未満	0点
同種・類似工事の成績評定 （平成21年度以降） 高知県発注工事に限る （※注1、注2、注4）	成績評定の平均点 80点以上	15点
	成績評定の平均点 75点以上～80点未満	10点
	成績評定の平均点 70点～75点未満	5点
	成績評定の平均点 70点未満	0点
直近の成績評定の最低点 （前年度実績） 高知県発注工事に限る （※注5）	成績評定 65点未満 無	0点
	成績評定 65点未満 有	-5点
技術力評価（選択項目）		
優良工事表彰の有無 （平成19年度以降） （※注1、注2、注6）	高知県表彰（知事賞又は優良賞）を2回以上受賞	10点
	高知県表彰（知事賞又は優良賞）を1回受賞	7.5点
	他機関表彰 受賞（※注7）	5点
	表彰 無	0点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO9000 シーズと併せて ISO14000 シーズ 又はエコアクション21を取得	5点
	ISO9000 シーズ 又は ISO14000 シーズ 若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5点
	ISO認証及びエコアクション認証未取得	0点
舗装工事施工体制 （AS舗装工事に適用） （※注8）	ASフィニッシャを自社保有又は長期（1年以上）リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	10点

	ASフィニッシャを自社保有若しくは長期（1年以上）リース契約している、又は当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	5点
	ASフィニッシャを自社保有又は長期（1年以上）リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する。	0点
地域性・社会性評価（選択項目）		
地域内拠点の有無 （※注9）	当該工事と同一市町村内に建設業法上の主たる営業所 有	10点
	当該工事と同一市町村内に建設業法上の従たる営業所 有	5点
	当該工事と同一市町村内に建設業法上の営業所 無	0点
自社工場（製作）の有無 （※注10）	県内自社工場による製作 有	10点
	県内自社工場による製作 無	0点
若手技術者の育成の状況 （※注11）	41歳未満の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 有	10点
	41歳未満の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 無	0点
地域ボランティアの有無 （前年度実績） （※注12）	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当	10点
	” 15点以上20点未満相当	8点
	” 10点以上15点未満相当	6点
	” 5点以上10点未満相当	4点
	” 1点以上5点未満相当	2点
	ボランティア活動 無	0点
重機保有の有無 （※注13）	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期（1年以上）リースにより3台以上保有	10点
	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期（1年以上）リースにより2台保有	7.5点
	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期（1年以上）リースにより1台保有	5点
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期（1年以上）リースによる保有 無	0点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状	加入又は認定 有	10点

況 (前年度) (※注 14)	加入又は認定 無	0点
BCPの認定の状況 (※注 15)	BCPの認定 有	10点
	BCPの認定 無	0点
独占禁止法違反等による指名 停止の状況 (公告日以前1年間) (※注 16)	指名停止 無	0点
	指名停止 有	-10点
合計	〇〇点(企業評価型;合計点を5点に換算する。) (施工計画型;合計点を4点に換算する。)	

注1：同種・類似工事の設定は、工事の内容に応じて設定する。

また、「〇年度以降」と設定している評価項目にあっては、当該年度の実績等も含むものとする。

注2：高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員）は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事
- (2) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事
- (3) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁

止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

注 3 : 同種・類似工事の実績件数については、工事内容に応じて設定できるものとする。

注 4 : 同種・類似工事の成績評定は、県発注実績がない工事等、評価対象とすることが不適当な案件については、例外的に選択しないことができるものとする。

注 5 : 直近の成績評定の最低点は、発注工事の同一業種に限らず、全業種の成績評定を対象とするものとする。

なお、当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が65点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。

注 6 : 高知県表彰（知事賞又は優良賞）及び他機関表彰は、発注工事と同一業種の表彰に限るものとする。

注 7 : 他機関表彰は、高知県を除いた国等の公共工事とみなされる発注者からの表彰に限るものとする。ただし、国土交通省表彰については局長表彰又は事務所長表彰であって、その中の表彰種別を問わず評価の対象とし、市町村表彰については評価の対象としないものとする。

注 8 : 舗装工事施工体制における A S フィニッシュは、台数及び規格等は問わないが、定められた検査等を受けた実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約の場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。

なお、自社施工の有無に係る A S 舗装工とは、路盤を含まない、基層より上層の施工を指す。

注 9 : 地域内拠点の有無についての公告例は「参考資料」を参照。

注 10 : 自社工場（製作）については、鋼橋上部工、P C 橋上部工、水門、ゲート設備工等で工場製作を伴う工事に適用するものとし、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作する場合に評価の対象とする。

注 11 : 若手技術者の育成の状況については、次のいずれかに該当する場合に評価の対象とする。（2）の現場代理人として配置する当該技術職員は、入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることが必要である。4 1 歳未満の技術職員を主任（監理）技術者と現場代理人に 1 名ずつ配置する場合でも、1 名分のみの加点（1 0 点）とする。

（1）当該公告工事の配置技術者要件として求める資格を有する開札日において 4 1 歳未満の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合

（2）当該公告工事の種類に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する開札日において 4 1 歳未満の技術職員を現場代理人として配置する場合

注 12 : 土木事務所案件においては、当該土木事務所の所管区域外での実績は評価しないこととすることができる。また、土木事務所所内事務所管内での案件においては、

当該所内事務所の所管区域外での実績は評価しないこととすることができる。

注13： 評価対象とする重機は、バックホウ又はトラクターショベルに限るものとし、発注工事によって変えることはしない。バックホウ又はトラクターショベルは、規格等は問わないが、定められた検査等を受けた実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約の場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。

注14： 消防団への加入の状況については、工事現場所在地に係る市町村の消防団又は一部事務組合等の消防団に従事しており、代表者又は申請者に雇用されている職員を評価の対象とする。ただし、申請者に雇用されている職員については、申請者に雇用された状態での従事実績に限るものとする。

消防団協力事業所表示制度の認定の状況については、前年度において工事現場所在地に係る市町村又は一部事務組合等に消防団協力事業所として認定されていた期間がある場合に限るものとする。

注15： BCPの認定の状況については、高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会の審査を受け、災害時の事業継続力を備えている建設会社として認定証を交付されている場合（開札日において有効な場合に限る。）に評価の対象とする。

なお、高知県建設業BCP審査会による審査対象は、高知県建設工事入札参加資格者名簿において土木一式工事のA等級又はB等級に格付け掲載されている者とされているため、該当する者を入札参加者とする場合に評価項目として選択できるものとする。

注16： 独占禁止法違反等による指名停止の状況については、平成25年4月1日以後に公告を行った一般競争入札又は指名通知を行った指名競争入札において独占禁止法第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定され、公告日以前1年間に於いて、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づき、当該不正行為に係る指名停止の措置を受けていた期間がある場合に減点の対象とする。

② 配置予定技術者の評価

配置予定技術者の評価における評価項目は表のとおりとし、その評価目的は次のとおりとする。

「技術力評価（必須項目）」

発注する工事の内容や規模等の特性に応じて設定する「同種・類似工事」の施工実績により、発注工事の施工に関しての潜在的能力に着目して配置予定技術者の技術力を評価する項目。発注工事ごとに、その特性に応じた技術力を評価する必要があるため、必須項目とする。

「技術力評価（選択項目）」

配置予定技術者の基礎的な技術力を評価する項目。発注する工事の内容や規模等の

特性を勘案のうえ、配置予定技術者に求める技術力に応じて選択する。

評価項目	評価基準	配点
技術力評価（必須項目）		
同種・類似工事の従事実績の有無（平成16年度以降） （※注1）	施工実績 3件以上（※注3）	10点
	施工実績 2件	5点
	施工実績 2件未満	0点
同種・類似工事の成績評定 （平成21年度以降） 高知県発注工事に限る （※注1、注4）	成績評定の平均点 80点以上	15点
	成績評定の平均点 75点以上～80点未満	10点
	成績評定の平均点 70点～75点未満	5点
	成績評定の平均点 70点未満	0点
技術力評価（選択項目）		
優良工事表彰の有無 （平成19年度以降） （※注1、注6）	高知県表彰（知事賞又は優良賞）を2回以上受賞	10点
	高知県表彰（知事賞又は優良賞）を1回受賞	7.5点
	他機関表彰 受賞（※注7）	5点
	表彰 無	0点
継続学習制度（CPD）への取組（取得単位数） （一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会、（公社）土木学会のいずれかの取得単位数 （有効期間；過去5年間） （※注17）	推奨単位の10分の5以上	10点
	推奨単位の10分の3以上10分の5未満	7.5点
	推奨単位の10分の1以上10分の3未満	5点
	推奨単位の10分の1未満	0点
配置予定技術者の資格 （※注18）	〇〇に関する1級国家資格を有する （〇〇は業種）（例：土木一式、ほ装など）	10点
	上記以外の資格を有する	0点
合計	〇〇点（企業評価型；合計点を5点に換算する。） （施工計画型；合計点を4点に換算する。）	

注1、注3、注4、注6、注7：「企業の評価」と同様の取扱いとする。

注17：CPDへの取組は、表記の5団体のCPDに限るものとするが、専門工事については工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。各団体の推奨単位数は、次のと

おりとする。

各団体推奨単位数

- ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会
20 ユニット／年 ⇒ 100 ユニット／5 年間
- ・（公社）日本技術士会
50CPD 時間／年 ⇒ 250 CPD 時間／5 年間
- ・（公社）日本建築士会連合会
50 単位／年 ⇒ 250 単位／5 年間

ただし、（公社）日本建築士会連合会の年当たりの推奨単位数は平成 21 年度以前のものであり、平成 22 年度以降の推奨単位数は 12 単位／年となっている。平成 22 年度以降の取得単位については、以下の算式により 12 単位を 50 単位に換算して取り扱い、推奨単位数は、250 単位／5 年間とする。

（例）平成 18 年度から平成 21 年度までの間に 100 単位を取得しており、平成 22 年度に 6 単位取得している場合

$$100 \text{ 単位} + (6 \text{ 単位} \div 12 \text{ 単位}) \times 50 \text{ 単位} = 125 \text{ 単位} / 5 \text{ 年間}$$

- ・ 建築設備士関係団体 CPD 協議会
250 単位／5 年間
- ・（公社）土木学会
50 単位／年 ⇒ 250 単位／5 年間

注 18： 配置予定技術者の資格の評価については、1 級国家資格に技術士も含む取扱いとする。また、1 級国家資格以外に、次の専門資格を設定できるものとし、公告例は「参考資料」を参照すること。

設定可能な専門資格

- ・ 施工環境監理者（漁港工事）
- ・ 舗装施工管理技術者（舗装工事）
- ・ 地すべり防止工事士（地すべり防止工事）

【「企業」と「配置予定技術者」の評価に関する補足説明】

「企業」と「配置予定技術者」については、別途定める様式にて、資料を求める。

同種・類似工事の成績評定については、技術提案時に「工事成績評定について（通知）」を添付書類として提出を求めることとする。なお平成 16 年度と平成 17 年度以降の成績評定方法が異なるため、平成 16 年度以前に契約した工事（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成 18 年 9 月 30 日以前に契約した工事）の成績評定が提出された場合は、5 点を減点する。

③ 簡易な施工計画について

技術提案時の施工計画に関する評価項目は、工事の特性に応じて下記の項目から選択する。簡易な施工計画は、A4用紙に1枚での技術提案を原則とする。

また、求めてはいない内容を具体的に明記することで不要な提案を防止し、必要以上の過度な提案（以下「オーバースペック」という。）については、評価をしないことを公告に明記する。

オーバースペックの明記については、共通仕様書、工事毎の特記仕様書及び施工条件明示書を踏まえて、評価項目や評価基準に沿った内容となるように記載すること。

（例：安全対策における必要以上の交通整理人の増員配置、不必要な現地試験（水質調査、振動・騒音調査）等など）

評価項目	評価基準	配点
工程管理に関する所見	各工程の工期、手順が適切で、特に優れた工夫がある	12点
	各工程の工期、手順が適切で、優れた工夫がある	8点
	各工程の工期、手順が適切で、工夫がある	4点
	各工程の工期、手順が適切である	0点
材料等の品質管理に関する所見	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、特に優れた工夫がある	12点
	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、優れた工夫がある	8点
	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、工夫がある	4点
	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などが適切である	0点
施工上の課題に関する所見	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、特に優れた工夫がある	12点
	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、優れた工夫がある	8点
	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、工夫がある	4点
	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、適切である	0点
施工上配慮すべき事項に関する所見	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、特に優れた工夫がある	12点

	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、優れた工夫がある	8点
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、工夫がある	4点
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ適切である	0点
合計	〇〇点(施工計画型;合計点を12点に換算する。)	

④施工体制の評価

評価項目	評価基準		配点
※施工体制の評価 ()内は企業評価型	品質確保の実効性	良	10点(5点)
		可	4点(2点)
		不可	0点(0点)
	施工体制確保の確実性	良	10点(5点)
		可	4点(2点)
		不可	0点(0点)
合計	企業評価型;10点満点 施工計画型;20点満点		

5 技術提案型・高度技術提案型における審査・評価

5-1 入札公告等

技術資料等の提出を要請するにあたり、入札公告等に明示すべき事項は、4-1の【企業評価型・施工計画型における技術資料の提出を要請するに当たり明示すべき事項】を参考に定める。

5-2 技術提案の審査・評価

(1) 評価項目及び評価規準

技術提案型及び高度技術提案型については、以下の項目を参考に技術提案を求め、当該技術提案の実現性や安全性について審査・評価を行う。

① 施工計画

・技術提案に係る具体的な施工計画

② 技術提案

②-1 総合的なコストの縮減に関する技術提案

②-2 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

②-3 社会的要請への対応に関する技術提案

その他企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられる。以下に、各評価項目の具体的な内容について示す。

① 施工計画について

施工計画を提出してもらう際の評価項目と評価基準の例としては、下表のような例が考えられる。

評価項目	評価基準
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・ 与条件との整合性 ・ 技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている

② 技術提案について

②-1 総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合

総合的なコスト縮減に対する技術提案を求める場合の工事条件の例として、下表のような例が考えられる。

評価項目	評価基準
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容 ・ ライフサイクルコスト ・ その他（補償費等）	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について ・ 提案数値による定量評価（優／良／可の判定等） ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） 発注者が指定した課題以外の総合的なコストの縮減に資する技術提案について ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等）

②-2 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合

工事目的物の性能や機能の向上に関する技術提案を求める場合の想定される工事条件の例として、例えば

- ・ 走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事
- ・ 周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の建設工事
- ・ コンクリート等の特別な品質管理・出来高管理が求められるトンネル、建築物等の補修・補強工事等

が考えられる。

評価項目	評価基準
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について <ul style="list-style-type: none"> ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等) 発注者が指定した課題以外の工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案について <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等)
	(性能、機能に関する具体的な評価項目例) <ul style="list-style-type: none"> ・舗装構造提案による走行騒音値 ・単位時間あたりのポンプ排水量 ・建築物の断熱性能 等

②-3 社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合

現実の社会生活の環境、例えば交通を確保しつつ、自然環境保護を維持しながら工事しなくてはならない場合などは、以下の表のような項目と評価基準が考えられる。想定される工事条件としては、

- ・鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施行を伴う工事
- ・交通量の多い幹線道路等での通行規制を伴う工事
- ・自然保護区域内や希少動物への配慮が必要な工事

等が挙げられる。

評価項目	評価基準
社会的要請への対応に関する技術提案内容 <ul style="list-style-type: none"> ・環境の維持 ・交通の確保 ・特別な安全対策 ・省資源対策 ・リサイクル対策 	社会的要請への対応に関する技術提案内容について <ul style="list-style-type: none"> ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等) 発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案について <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等)

	<p>(環境の維持に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事排水のSS (浮遊物質) 値 ・ 施行騒音の低減値 ・ 施行ヤードの裸地面積 等 <p>(交通の確保に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 (通行止め、車線規制等) の短縮日数 等 <p>(特別な安全対策に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者用通路幅 等 <p>(省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、伐開除根材等のリサイクル率 ・ 分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等
--	---

6 その他の留意事項

6-1 評価内容の担保

(1) 技術力評価の項目として舗装工事施工体制を選択し総合評価を実施しようとする場合において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受け、落札者となった者については、自社で施工したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社施工を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置 (-8点) を行うものとする。

また、地域性・社会性評価の項目として自社工場 (製作) の有無を選択し総合評価を実施しようとする場合において、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作すると申請して加算を受け、落札者となった者については、当該自社工場で製作したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社工場製作を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置 (-8点) を行うものとする。

これらの取扱いは、入札公告に明記する。

なお、「工事成績評定」の入力 (減点) に当たっては、「8 法令遵守等」 (総括監督員入力) の項目に入力すること。

(2) 施工計画型、技術提案型及び高度技術提案型の総合評価方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札公告や特記仕様書に明記する。

実際の施工に際しては、技術提案の内容に応じた施工方法により施工し、提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により技術提案の内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、次の措置を行う。以下に施工計画型を例に措置方法を示す。

【措置方法（ペナルティー）】

施工計画型は、施工計画を対象とし、工事成績評定の減点措置を行う。

「工事成績評定」の入力（減点）にあたっては、「8 法令遵守等」（総括監督員入力）の項目に入力すること。

【施工計画型における工事成績評定の具体的な減点措置】

施工計画評価の項目中、当初評価された項目と施工後の評価とを比較して、達成されなかった項目に対し、1項目当たり－2点の減点措置を行う。

また、減点措置は最大－10点の減点とし、以下の計算式により算出する。

工事成績評定の減点値

$$= (A - B) \times (-2) \text{ 点}$$

A：入札時に提案され評価された施工計画の項目数

B：Aに対して施工後の評価における施工計画の項目数

【例】

$$\left. \begin{array}{l} \text{○当初『良』評価した項目数} \cdots \cdots 3 \text{ 項目} \\ \text{施工後『良』の評価} \cdots \cdots 1 \text{ 項目} \end{array} \right\} \rightarrow (3 - 1) \text{ 項目} \times \text{「} - 2 \text{ 点」} \\ = \text{「} - 4 \text{ 点」}$$

6-2 中立・公正な審査・評価の確保

(1) 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式の実施に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項の規定並びに高知県土木部総合評価委員会設置要綱（平成18年9月7日付け18高建管第321号）第4条の規定に基づき、発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するために、高知県土木部総合評価委員会（以下「委員会」という。）の委員から落札者の決定基準を定めようとするとき意見聴取を行う。この意見聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴き、意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ委員の意見を聴くものとする。

ただし、企業評価型及び施工計画型については、落札者決定基準を定めようとするとき、また、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについての意見聴取は委員会に対して一括して諮ることができる。

意見聴取は、意見を聴く場を設ける方法等の他、個別に意見を聴くこともできることと

し、やむを得ない場合には、電話・ファックス・電子メール等により意見聴取することができるものとする。

(2) 技術提案に関する秘密の保持

技術提案については、各企業の知的財産であることを考慮し、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようすること等、発注者はその取り扱いに留意する。

6-3 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

(1) 入札開始時

総合評価方式を適用する工事では、入札公告等で必要な事項を明記する。

(2) 落札者決定後

総合評価方式により落札者を決定をした場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 入札参加者
- ② 各入札参加者の入札価格
- ③ 各入札参加者の技術評価点
- ④ 各入札参加者の評価値

「総合評価方式評価結果一覧表」にて公表を行う。

(3) 苦情申立て等への対応

競争入札参加資格や技術提案資料の審査により、競争入札への参加資格がないと認められた者から、苦情の申立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

また、落札できなかった入札者から苦情の申立てがあったときは、申立者に対して、適切に説明することとし、更に苦情がある者に対しては、高知県入札・契約監視委員会による審議の結果を踏まえ回答する。

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領

参考資料（様式等を掲載）

【企業の評価における地域内拠点の有無の設定例】

・ 県内・県外両方の企業参加が予想される場合

評価基準	配点
県内に建設業法上の主たる営業所 有り	10点
県外企業で県内に建設業法上の従たる営業所 有り	5点
県内に建設業法上の営業所 無し	0点

・ 県外のみ企業の参加が予想される場合

評価基準	配点
県内に建設業法上の営業所の設置 有り	10点
県内に（建設業法上以外の）営業所の設置 有り	5点
営業所 無し	0点

・ 工事場所で地域要件を設定する場合

評価基準	配点
当該工事と同一市町村内に建設業法上の主たる営業所 有り	10点
当該工事と同一市町村内に建設業法上の従たる営業所 有り	5点
当該工事と同一市町村内に建設業法上の営業所 無し	0点

※同一市町村内の範囲については、個別工事ごとに事務所管内又は同一市町村等必要に応じて設定できるものとする。

【配置予定技術者の評価における配置予定技術者の資格の設定例】

- ・入札参加資格要件として配置予定技術者に1級国家資格を求めている場合

舗装工事	1級舗装施工管理技術者	10点
	2級舗装施工管理技術者	5点
	上記以外	0点
地すべり防止工事	地すべり防止工事士	10点
	上記以外	0点
漁港工事	施工環境監理者	10点
	上記以外	0点

- ・入札参加資格要件として配置予定技術者に1級国家資格を求めていない場合

舗装工事	1級国家資格+1級舗装施工管理技術者	10点
	1級国家資格+2級舗装施工管理技術者	7.5点
	1級国家資格	5点
	上記以外	0点
地すべり防止工事	1級国家資格+地すべり防止工事士	10点
	1級国家資格	5点
	上記以外	0点
漁港工事	1級国家資格+施工環境監理者	10点
	1級国家資格	5点
	上記以外	0点

※1級国家資格の保有無しで、専門資格のみ保有している場合には、評価対象としない。

企業の評価項目一覧表

会社名：

評価項目	審査の有無		評価の自己申告	
			件数等	評価点
同種・類似工事の実績の有無	有	無	○件	点
同種・類似工事の成績評定	有	無	○件平均点 ○○. ○点	点
直近の成績評定の最低点	有	無	成績評定 65点未満	点
優良工事表彰の有無	有	無	平成○年度 ○○○表彰	点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	有	無	ISO○○○ エコアクション 21	点
舗装工事施工体制（AS舗装工事に適用）	有	無	ASフィッツァ自社保有 自社施工	点
地域内拠点の有無	有	無	同一市町村内本社	点
自社工場（製作）の有無	有	無	県内自社工場製作	点
若手技術者の育成の状況	有	無	41歳未満現場代理人	点
地域ボランティアの有無	有	無	地域点数○○点相当	点
重機保有の有無	有	無	バックホウ自社保有○台	点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	有	無	○○市消防団加入 ○○市消防団協力事業所表示制度の認定	点
BCPの認定の状況	有	無	高知県建設業BCP 審査会の認定	点
独占禁止法違反等による指名停止の状況	有	無	独占禁止法違反による 指名停止	点
計				点

(注)

- 1 評価項目のうち、審査を求める項目については「有」に、審査を求めない項目については「無」に丸印をつけること。
- 2 自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 3 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。

- 4 事後審査方式による場合にあつては、落札候補者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつては、入札参加者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。
- 5 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。
- 6 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

配置予定技術者の評価項目一覧表

会社名：
技術者氏名：

評価項目	審査の有 無		評価の申告	
			件数等	評価点
同種・類似工事への従事実績の有無	有	無	○件	点
従事した同種・類似工事の成績評定	有	無	○件平均点 ○○. ○点	点
優良工事表彰の有無	有	無	平成○年度 ○○○表彰	点
継続学習制度（CPD）への取り組み	有	無	推奨単位の 10分の○	点
配置予定技術者の資格	有	無	○○資格	点
計				点

(注)

- 1 配置予定技術者を複数届け出る場合は、それぞれの技術者についてこの一覧表を提出すること。
- 2 評価項目のうち、審査を求める項目については「有」に、審査を求めない項目については「無」に丸印をつけること。
- 3 自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 4 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 5 事後審査方式による場合にあつては、落札候補者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつては、入札参加者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。
- 6 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。
- 7 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式一〔企業の評価に係る同種・類似工事の実績件数一覧表〕

企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

会社名：

1	工事名(工事番号)	〇〇工事 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工 期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)
	工事内容 (工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点 (ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)
2	工事名(工事番号)	〇〇工事 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工 期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)
	工事内容 (工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点 (ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)

(注)

- 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率 20%以上のものに限る。
- 2 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする 3 件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が 3 件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて最大 3 件を記載すること。
- 3 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し (工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるもの) と併せて「工事成績評定について (通知)」を必ず添付すること。ただし、成績評定の審査対象外の工事については、「工事成績評定について (通知)」は必要なく、表中の成績評定欄に点数は記載せず、「成績評定の審査対象外」と記載すること。
- 4 3 件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1 及び 2 を 3 に書き換えて記載すること。

様式一 [配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績件数一覧表]

配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

会社名：

1	工事名(工事番号)	〇〇工事 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工期 (専任義務期間)	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日 (平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日)
	従事期間	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	従事役職・氏名	
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点 (ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)
2	工事名(工事番号)	〇〇工事 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工期 (専任義務期間)	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日 (平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日)
	従事期間	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	従事役職・氏名	
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点 (ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)

(注)

- 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする3件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて最大3件を記載すること。
- 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるもの)と併せて「工事成績評定について(通知)」を必ず添付すること。ただし、成績評定の審査対象外の工事については、「工事成績評定について(通知)」は必要なく、表中の成績評定欄に点数は記載せず、「成績評定の審査対象外」と記載すること。
- 工期と専任義務期間が異なっている場合は、専任義務期間を証明する資料を添付すること。
- 3件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1及び2を3に書き換えて記載すること。

様式一〔舗装工事施工体制調書〕

舗装工事施工体制

会社名：

当該工事のAS舗装工の 自社施工	有 ・ 無
ASフィニッシャの保有	有 ・ 無
保有形態	自社保有 ・ 長期リース (リース期間：平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日)
自動車登録番号	
メーカー名	
型式	
車台番号	
自動車検査証有効期限	
写真	様式一〔舗装工事施工体制における保有機械写真〕を添付

(注)

- AS舗装工の自社施工とは、基層及び表層部分の自社施工の有無であるので注意すること。
- 「当該工事のAS舗装工の自社施工」欄及び「ASフィニッシャの保有」欄については、「有」又は「無」の該当するどちらかに丸印をつけること。また、ASフィニッシャ保有「有」の場合は、「保有形態」欄の「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらかに丸印をつけること。
- ASフィニッシャの保有については、機械の規格は問わない。また、複数台保有している場合も、1台のみ記載すること。
- ASフィニッシャの保有は、連結会社の保有は対象とならないので注意すること。また、長期リースとは、1年以上のリースであり、リース契約期間内に公告日を含むものが対象となる。自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の機械が対象となる。
- リース契約の場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 自社保有及びリース契約ともに、自動車検査証の写し及び写真（様式一〔舗装工事施工体制における保有機械写真〕）を添付すること。なお、自動車検査証は、公告時点で有効なものであること。

様式一〔舗装工事施工体制における保有機械写真〕

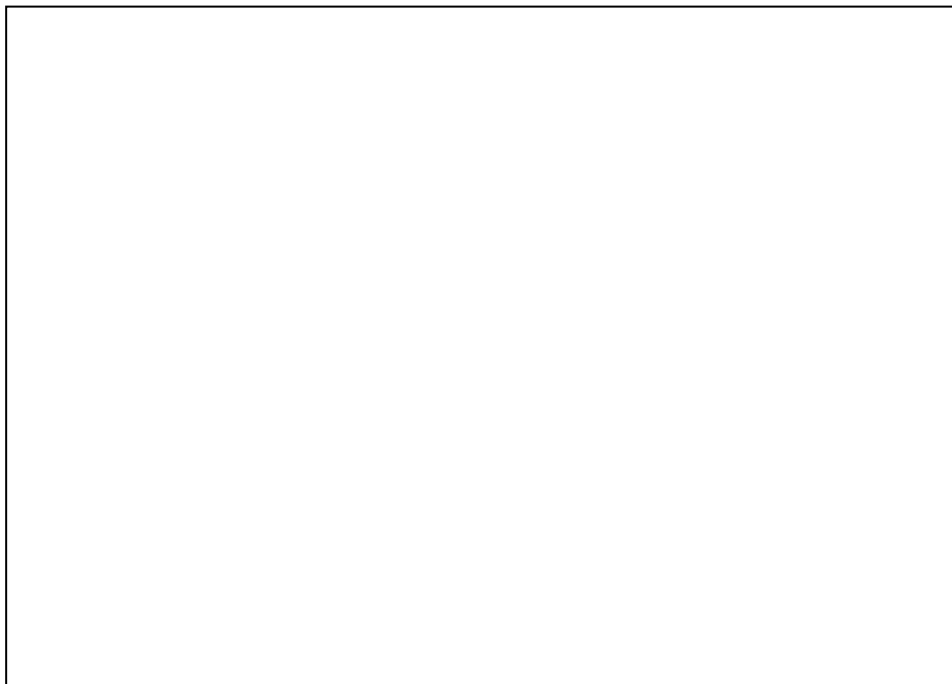
舗装工事施工体制（A S フィニッシャ写真）

写真（撮影日：平成〇年〇月〇日）

①全景



②ナンバープレート等車検証との相関を示す写真



(注)

- 1 写真は、様式一〔舗装工事施工体制調書〕に記載した機械について、6ヶ月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。
- 2 全景写真は、社名入のものを原則とする。

様式一〔若手技術者の育成の状況〕

現場代理人配置予定若手技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名	現場代理人 ○○ ○○
生年月日	年 月 日
法令による免許	○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 建設業監理技術者資格（取得年及び登録番号）
雇用年月日（雇用期間）	平成 年 月 日（○年○月）

（注）

- 1 記載内容の確認資料として、健康保険証（入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、指定講習に係る講習修了証の写し等を添付すること。
- 2 この様式は、当該公告工事の種類に係る建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する開札日において41歳未満である技術者（若手技術者）を現場代理人として配置する場合に提出すること。若手技術者を主任技術者又は監理技術者に配置する場合は、この様式の提出は必要ないこと。
- 3 入札参加申請時に現場代理人配置予定の若手技術者を特定することができない場合には、それぞれの技術者についてこの様式を提出すること。

様式一〔重機保有調書〕

重機保有

会社名：

保有する重機	バックホウ ・ トラクターショベル
保有形態	自社保有 ・ 長期リース (リース期間：平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日)
駆動型式	クローラ ・ ホイール
自動車登録番号 (特定自主検査済標章番号)	
メーカー名	
型式	
車台番号	
有効期限の満了日	
規格	バケット容量 山積〇. 〇m ³
写真	様式一〔重機保有における保有重機写真〕を添付

(注)

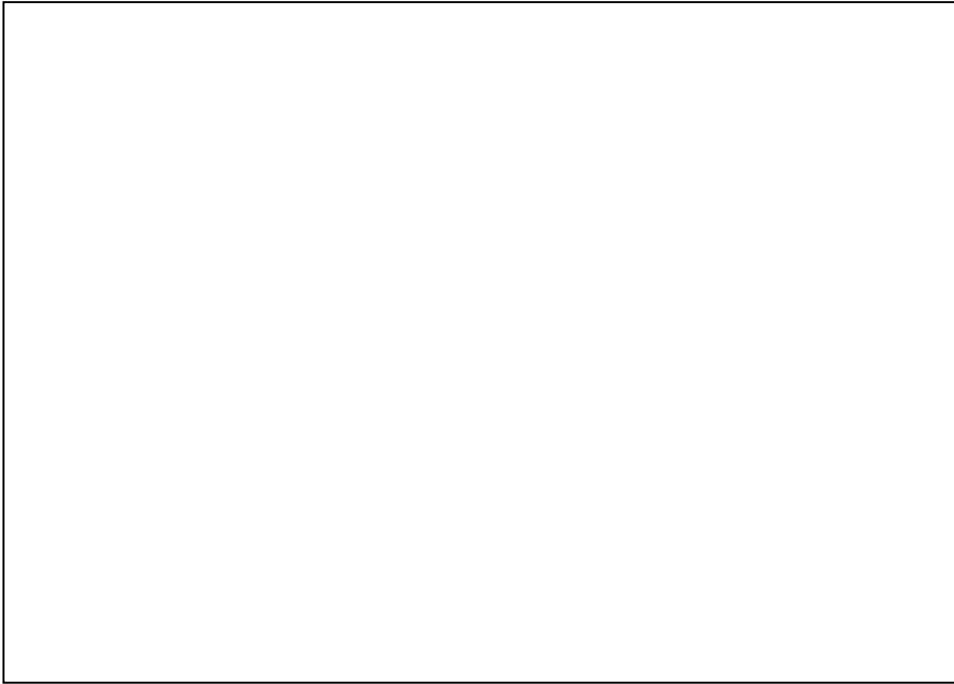
- 「保有する重機」欄については、「バックホウ」又は「トラクターショベル」の該当するどちらかに丸印をつけること。また、「保有形態」欄については、「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらかに、「駆動型式」欄については、「クローラ」又は「ホイール」の該当するどちらかに丸印をつけること。
- 複数台保有している場合は、1台ごとに記載すること。
- 重機の保有は、連結会社の保有は対象とならないので注意すること。また、長期リースとは、1年以上のリースであり、リース契約期間内に公告日を含むものが対象となる。自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の重機が対象となる。
- 「自動車登録番号(特定自主検査済標章番号)」欄には、車検を受けている重機については車両番号を、車検を受けていない重機については、特定自主検査済標章番号を記載すること。(記載例：特自検(標章0000000))
- 「有効期限の満了日」欄には、車検を受けている重機については車検の満了期日を、車検を受けていない重機については次回特定自主検査日前日を記入すること。
- リース契約の場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 車検を受けている重機については自動車検査証の写しを添付すること。なお、自動車検査証は、公告時点で有効なものであること。
- 特定自主検査記録表及び写真(様式一〔重機保有における保有重機写真〕)を添付すること。なお、特定自主検査記録表は、公告日より過去1年以内に実施した検査記録であること。

様式一[重機保有における保有重機写真]

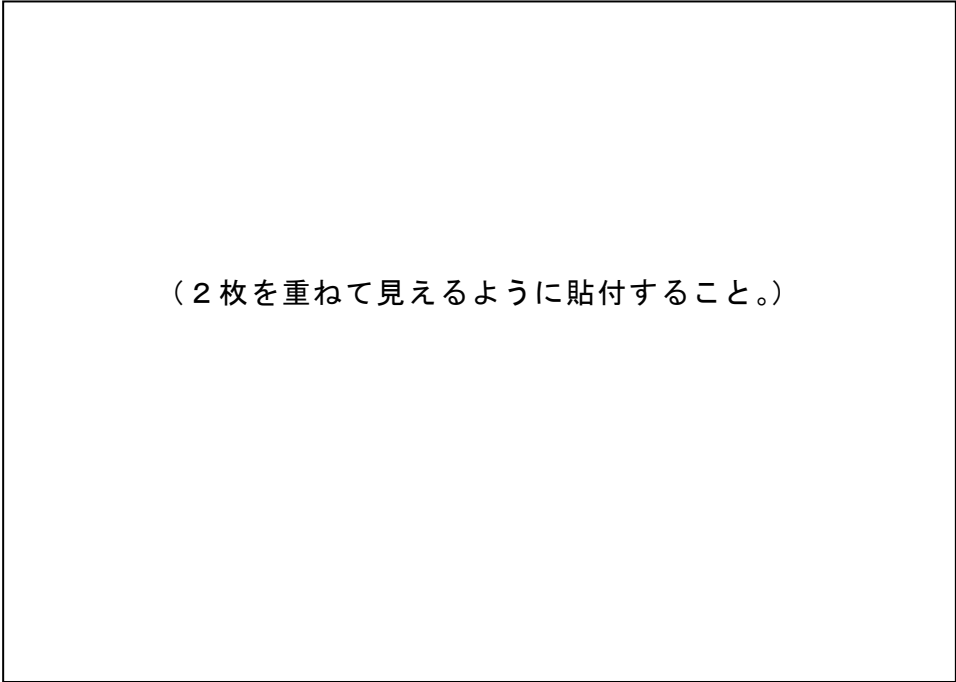
重機保有（バックホウ又はトラクターショベルの写真）

写真（撮影日：平成○年○月○日）

①全景



②銘版・機番部分のアップ写真、③特定自主検査標章のアップ写真



（2枚を重ねて見えるように貼付すること。）

(注)

- 1 写真は、様式一[重機保有調書]に記載した機械について、6ヶ月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。
- 2 全景写真は、社名入のものを原則とする。

様式一 [消防団員加入状況調書]

消防団員加入状況調書

会社名：

該当する役職員の氏名	
該当する役職員の住所	
該当する役職員の雇用年月日 (雇用期間)	年 月 日 ()
該当する役職員が所属する消防団名	
該当する役職員の消防団所属期間	年 月 日～ 年 月 日
添付資料	消防団員証明書（様式一 [消防団員証明書] を参考） の写し 健康保険証の写し

(注)

- 1 該当する役職員は、役員、一般職員のいずれでも差し支えないこと。
- 2 該当する役職員は、前年度から現在まで引き続き3ヶ月以上雇用されている者に限る。
- 3 該当する役職員が所属する消防団は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定による〇〇市町村（一部事務組合等）消防団に限る。
- 4 添付が必要な消防団員証明書は、消防団員である役職員が個人の資格で取得した、市町村又は消防団が当該役職員の消防団所属を証明する任意の様式で差し支えない。当該役職員が前年度に消防団に所属していたことが証明の日付けで確認できれば、証明書に所属期間の記載は特に必要ない。
- 5 該当する役職員の消防団への所属期間は特に問わないが、評価の対象となるのは、前年度に所属していた場合に限る。
- 6 前年度から引き続き現在も消防団に所属している場合には、「該当する役職員の消防団所属期間」の終期には、「現在所属中」と記載すること。

様式一 [消防団員証明書]

証 明 書

下記の者は、当消防団員（〇〇〇〇消防団員）であることを証明します。

記

氏 名
住 所
生 年 月 日
加入年月日

平成 年 月 日

〇〇〇〇消防団長
又は
〇〇〇〇市町村〇〇課長

印

注1 本様式は参考を示すものであり、様式一 [消防団員加入状況調書] に添付する証明書は必ずしも本様式である必要はないこと。

2 証明者は、消防団、市町村のいずれでも差し支えない。

様式- [施工計画]

材料等の品質管理に関する所見

工事名：〇〇改良工事

会社名：△△建設（株）

対 象	〇〇の品質管理について 事例として ・ マスコンクリートの品質管理 ・ 盛土の品質管理 ・ 補強土壁の品質管理 など工事の特性に応じて設定する
項 目	具体的な施工計画（品質管理方法）

注) : A4 で 1 枚とする。

様式- [施工計画]

施工上の課題に関する所見

工事名：〇〇改良工事

会社名：△△建設（株）

<p>施工上の課題</p>	<p>〇〇について 事例として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民への騒音・振動対策 ・ コンクリートのクラック防止対策 ・ 交通安全対策 <p>など、工事の特性に応じて設定する</p>
<p>項目</p>	<p>具体的な施工計画</p>
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>〈例〉夜間施工時の歩行者に対する安全対策について （交通誘導員の増員に関する提案は除く。）</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>発注者として求めない提案を具体的に明記することで、必要以上の過度な提案を除外すること。</p> </div>

注) : A4 で 1 枚とする。

様式- [施工計画]

施工上配慮すべき事項に関する所見

工事名：〇〇改良工事

会社名：△△建設（株）

施工上の配慮事項	
項目	具体的な施工計画
配慮事項の設定理由	

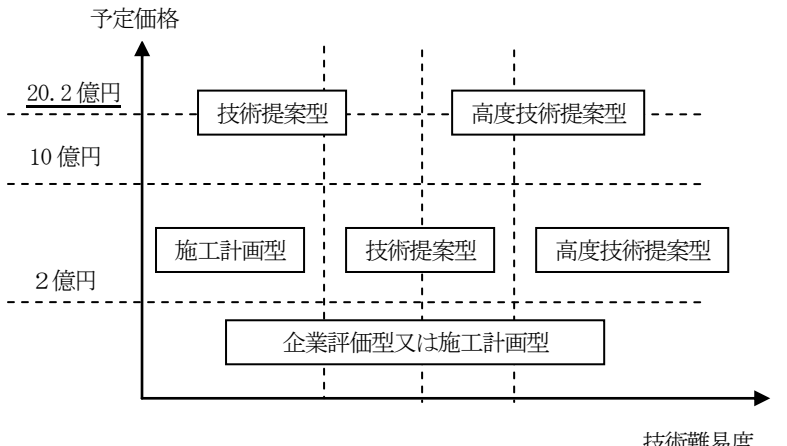
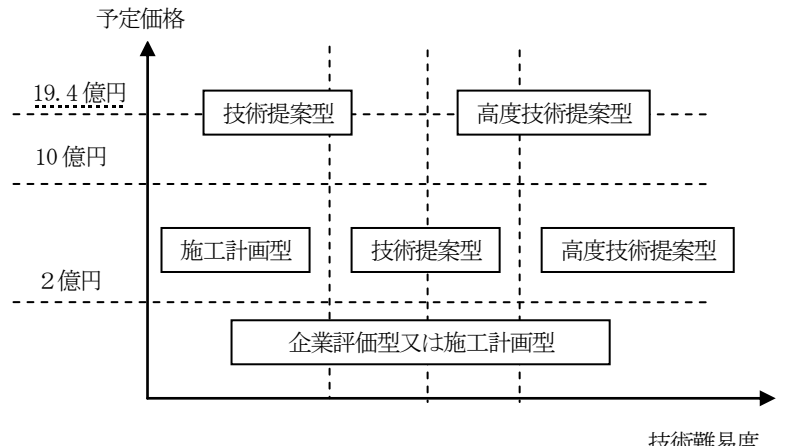
注) : A4 で 1 枚とする。

<工事の課題をチェックする際に活用してください>

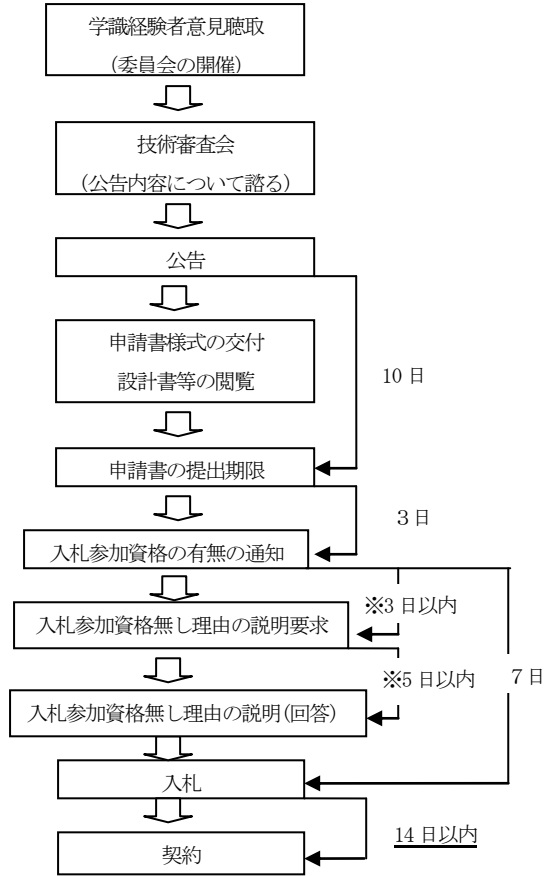
施工上の技術的課題のチェックシート（参考）

<p>工事目的物の 性能・機能</p>	<p>性能・機能</p>	<p><input type="checkbox"/> 材料やコンクリートに対して特に品質管理や出来高管理が求められる。</p> <p><input type="checkbox"/> 土の締固めに管理が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> コンクリートの耐久性が求められる。</p> <p><input type="checkbox"/> 基礎杭や地盤改良の管理が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
<p>社会的な要請</p>	<p>近接施工</p>	<p><input type="checkbox"/> 鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。</p> <p><input type="checkbox"/> 架空線があり、施工に配慮を要する。</p> <p><input type="checkbox"/> 民家があり、施工に配慮を要する。</p> <p><input type="checkbox"/> 病院、学校などの重要な施設があり、施工に配慮を要する。</p>
	<p>現道作業</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工にあたり、交通規制が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工にあたり、歩行者や自転車への安全対策が必要である。</p>
	<p>水質汚濁</p>	<p><input type="checkbox"/> 汚濁防止の対策が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地下水への影響を軽減する必要がある。</p>
	<p>騒音・振動</p>	<p><input type="checkbox"/> 騒音・振動対策が必要である。</p>
	<p>自然環境</p>	<p><input type="checkbox"/> 特に動植物に対して配慮する必要がある。</p>
	<p>景観</p>	<p><input type="checkbox"/> 仮設物の設置など、周辺との景観上の調和を図る必要がある。</p>
	<p>その他</p>	<p><input type="checkbox"/> 地盤沈下対策が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 土留め仮設工に情報化施工が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工にあたり特に安全対策が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程に制約がある工事である。</p>

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領新旧対照表

新	旧
<p>1 総合評価方式の選定</p> <p>工事の特性（規模、技術的な工夫の余地など）に応じて、企業評価型、施工計画型、技術提案型又は高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選定する。</p> <p>一般競争入札の対象工事で、選定の目安として下図を参考に選定する。</p> <p>【総合評価方式 適用表】</p>  <p>2 実施手順</p> <p>総合評価方式を実施する場合の標準的な手順は、以下のとおりである。</p> <p>なお、所要日数は、目安であり工事の内容に応じて変化する可能性がある。</p>	<p>1 総合評価方式の選定</p> <p>工事の特性（規模、技術的な工夫の余地など）に応じて、企業評価型、施工計画型、技術提案型又は高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選定する。</p> <p>一般競争入札の対象工事で、選定の目安として下図を参考に選定する。</p> <p>【総合評価方式 適用表】</p>  <p>2 実施手順</p> <p>総合評価方式を実施する場合の標準的な手順は、以下のとおりである。</p> <p>なお、所要日数は、目安であり工事の内容に応じて変化する可能性がある。</p>

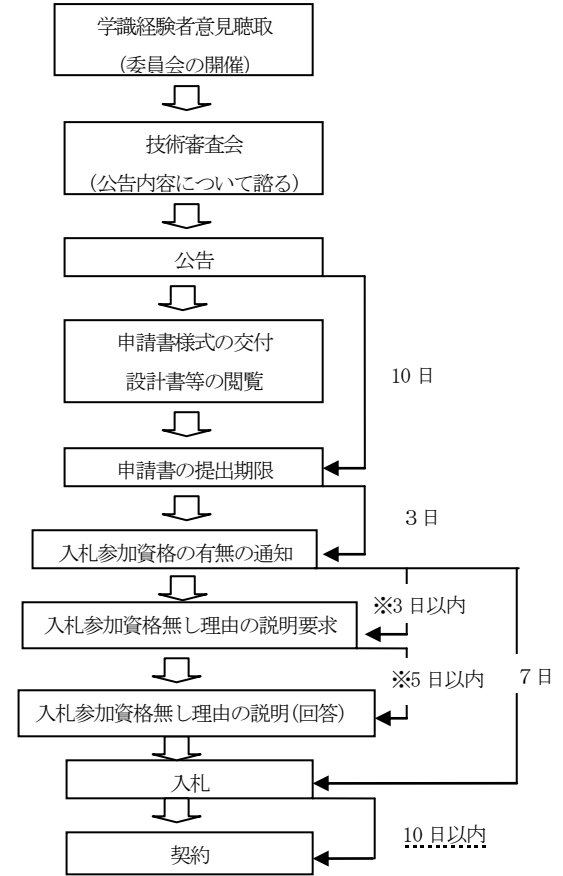
[企業評価型（紙入札）の手順]



※：県の閉庁日を含まない。

公告～入札まで合計（標準）20日

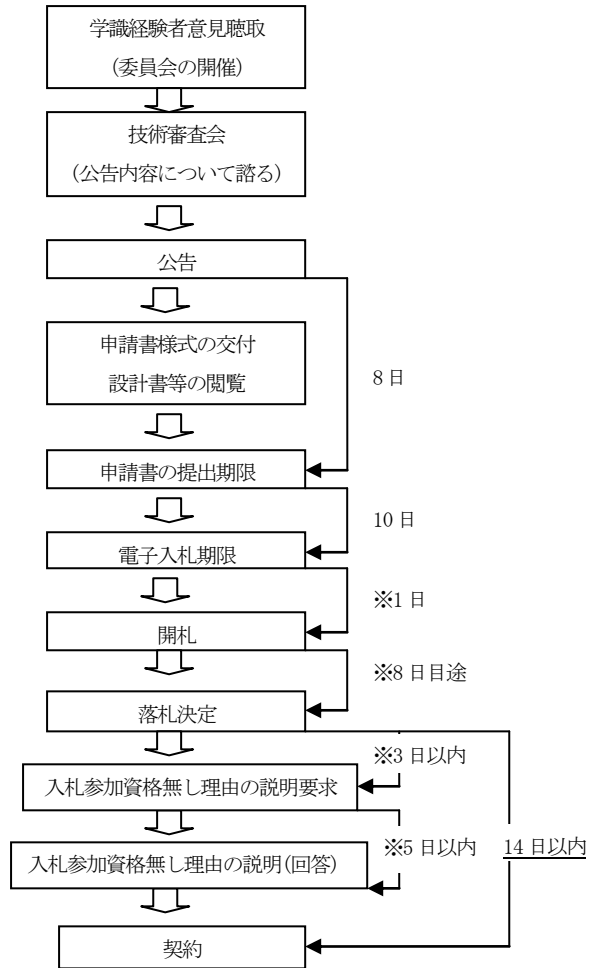
[企業評価型（紙入札）の手順]



※：県の閉庁日を含まない。

公告～入札まで合計（標準）20日

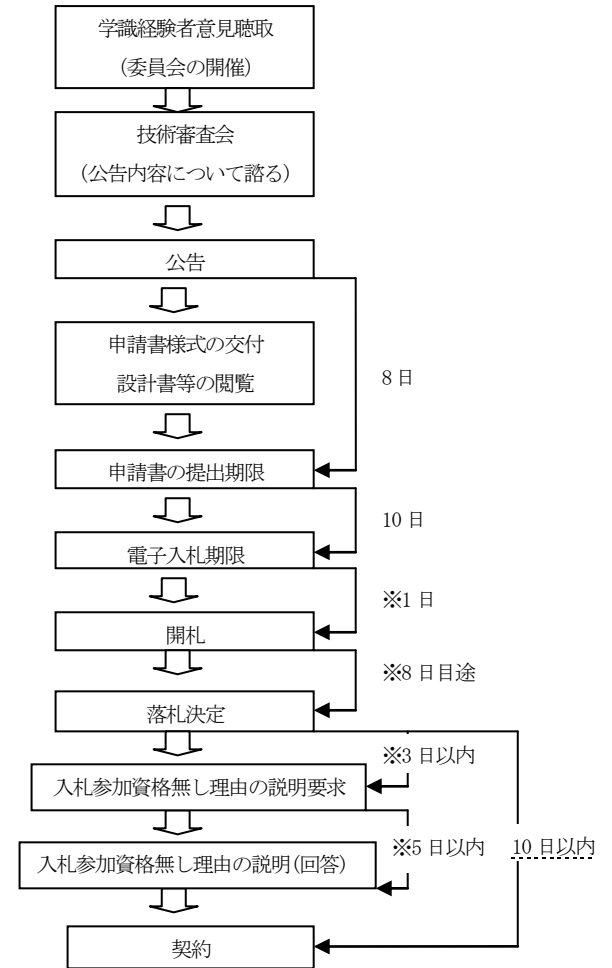
[企業評価型（電子入札）の手順]



※；県の閉庁日を含まない。

落札決定まで合計（標準） 27日

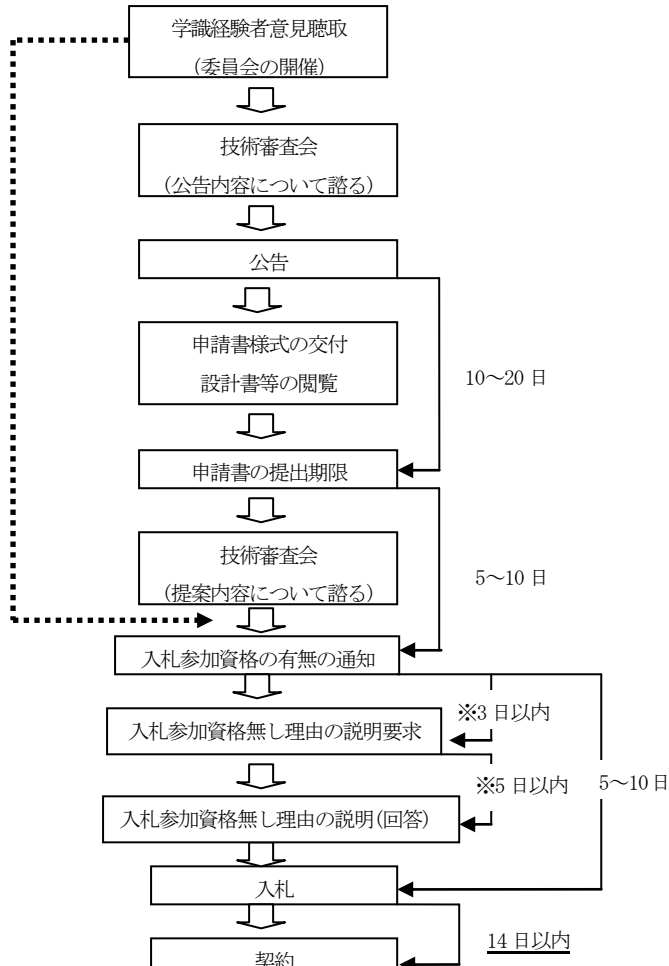
[企業評価型（電子入札）の手順]



※；県の閉庁日を含まない。

落札決定まで合計（標準） 27日

[施工計画型（紙入札）の手順]



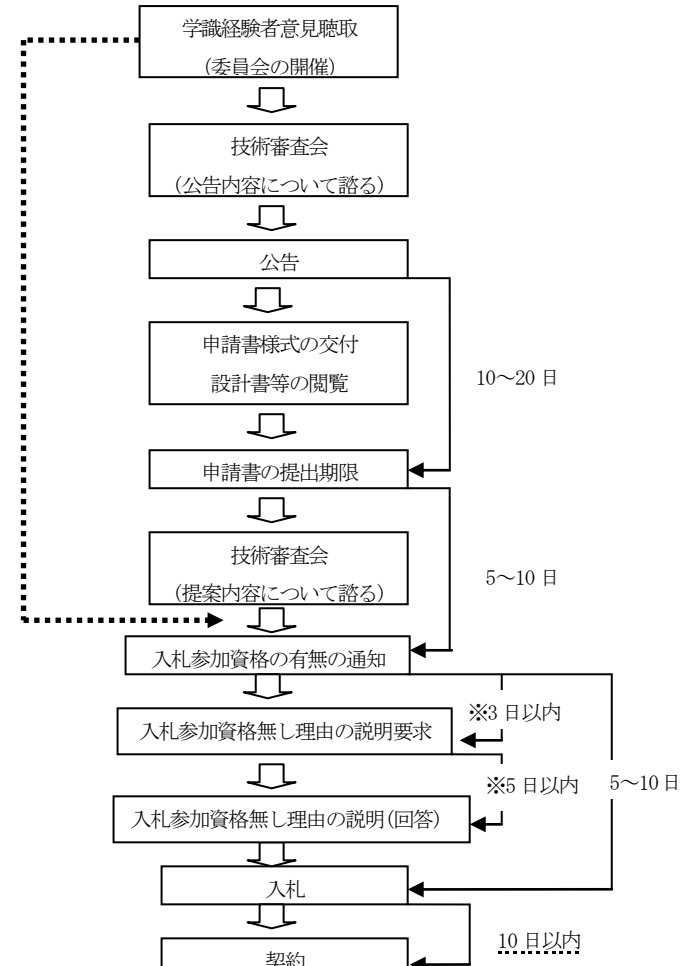
※：県の閉庁日を含まない。

..... は、必要に応じて実施。

入札まで合計（最短）20日

入札まで合計（最長）40日

[施工計画型（紙入札）の手順]

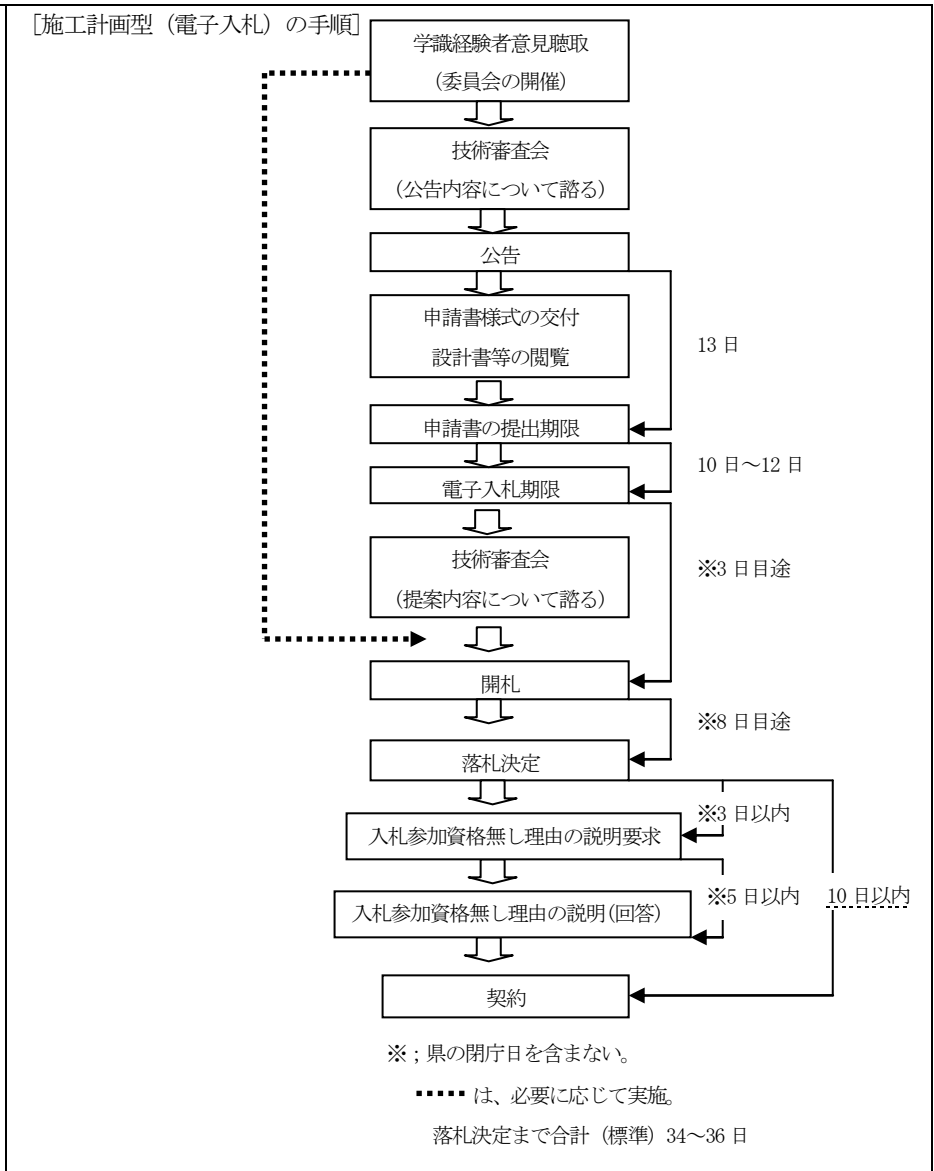
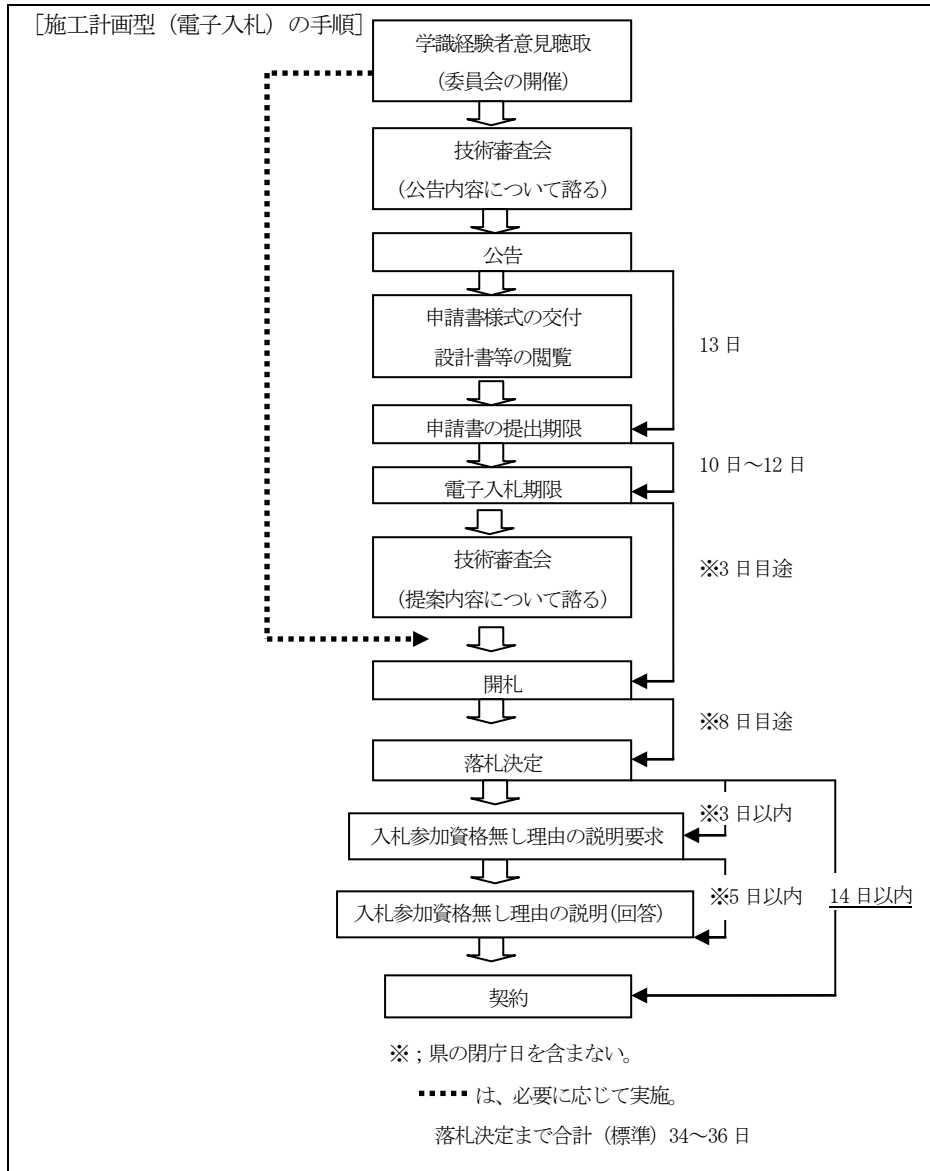


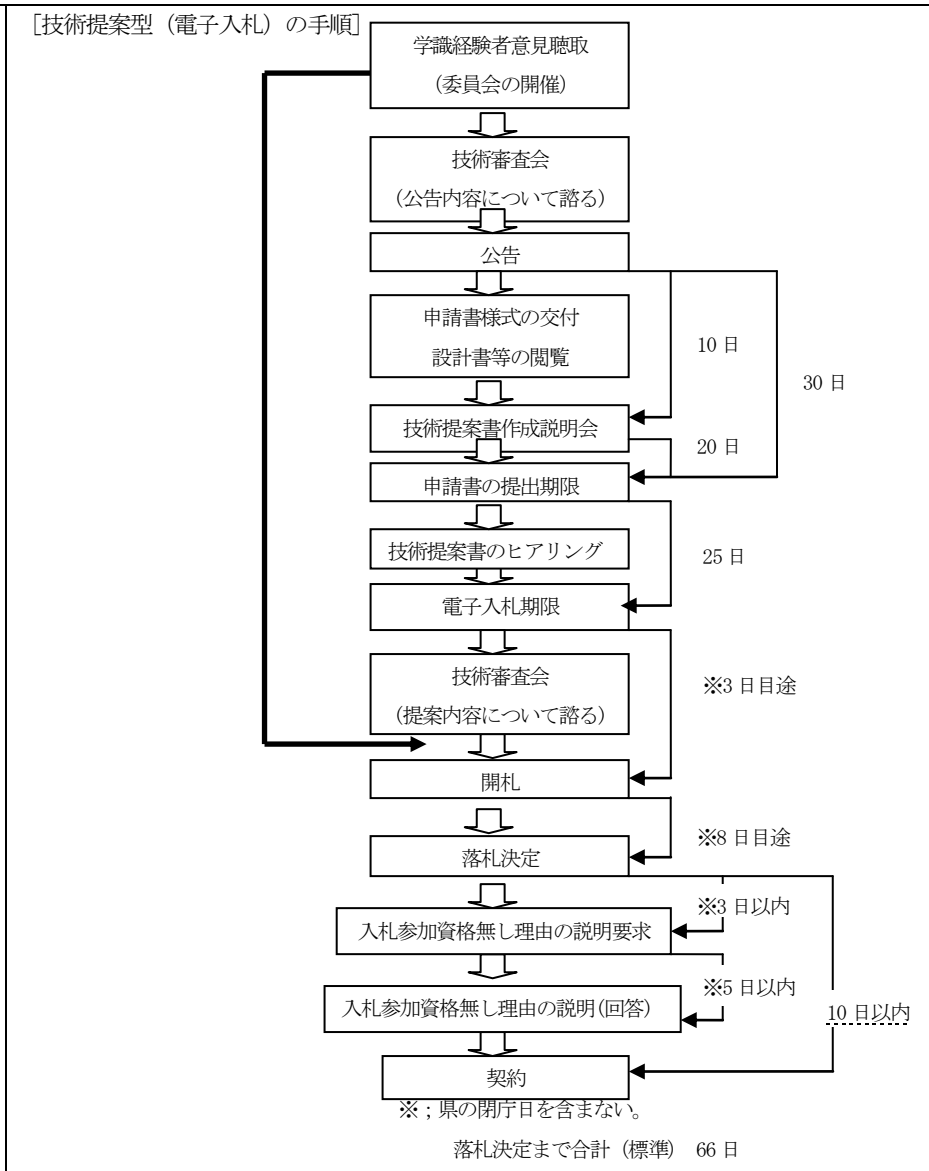
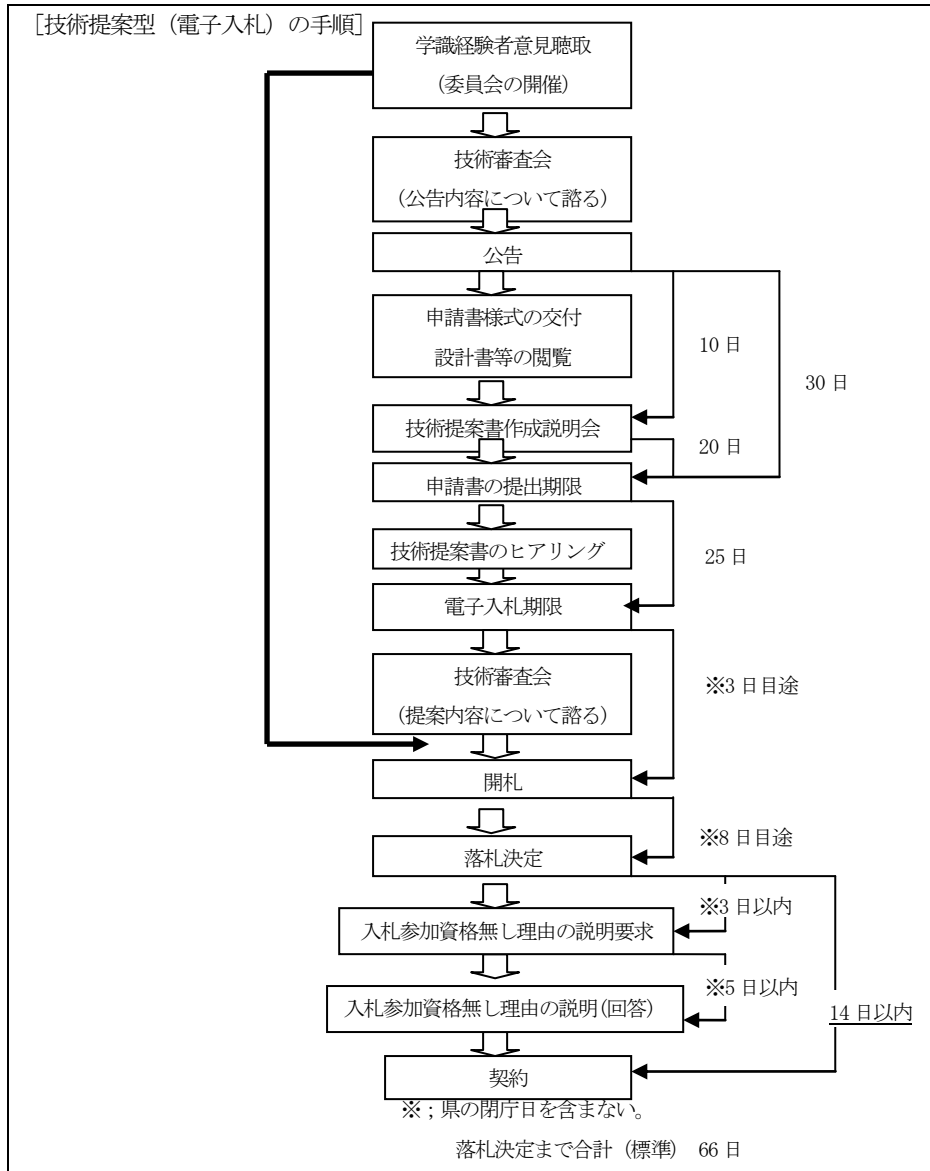
※：県の閉庁日を含まない。

..... は、必要に応じて実施。

入札まで合計（最短）20日

入札まで合計（最長）40日





4-2 技術的能力の審査

当該工事の現場条件等を考慮し、適切で確実に施工が確保できるかどうかを確認するために、企業評価型における審査内容は、企業、配置予定技術者及び施工体制の評価とし、施工計画型における審査内容は、企業、配置予定技術者、簡易な施工計画及び施工体制の評価とする。

審査の結果、施工計画の提案において、白紙又は著しく不適当な提案であると判断される者については失格とする。

(1) 評価項目、評価基準及び配点

評価項目として大別して、次の項目を設定する。

(ア) 企業評価型

- ① 企業の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 施工体制の評価

加算点=①企業の評価(5点)+②配置予定技術者の評価(5点)+③施工体制の評価(10点)=20点

(イ) 施工計画型

- ① 企業の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 簡易な施工計画の評価
- ④ 施工体制の評価

加算点=①企業の評価(4点)+②配置予定技術者の評価(4点)+③簡易な施工計画の評価(12点)+④施工体制の評価(20点)=40点

各項目の具体的な内容、評価基準及び配点については、以下を標準とする。

① 企業の評価

省略

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の実績	施工実績 <u>3件以上</u> (※注3)	10点

4-2 技術的能力の審査

当該工事の現場条件等を考慮し、適切で確実に施工が確保できるかどうかを確認するために、企業評価型における審査内容は、企業、配置予定技術者及び施工体制の評価とし、施工計画型における審査内容は、企業、配置予定技術者、簡易な施工計画及び施工体制の評価とする。

審査の結果、施工計画の提案において、白紙又は著しく不適当な提案であると判断される者については失格とする。

(1) 評価項目、評価基準及び配点

評価項目として大別して、次の項目を設定する。

(ア) 企業評価型

- ① 企業の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 施工体制の評価

加算点=①企業の評価(5点)+②配置予定技術者の評価(5点)+③施工体制の評価(10点)=20点

(イ) 施工計画型

- ① 企業の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 簡易な施工計画の評価
- ④ 施工体制の評価

加算点=①企業の評価(4点)+②配置予定技術者の評価(4点)+③簡易な施工計画の評価(12点)+④施工体制の評価(20点)=40点

各項目の具体的な内容、評価基準及び配点については、以下を標準とする。

① 企業の評価

省略

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の実績	施工実績 <u>4件以上</u> (※注3)	10点

	の有無 (平成16年度以降) (※注1、注2)	施工実績 2件	5点	の有無 (平成10年度以降) (※注1、注2)	施工実績 2件以上4件未満	5点
		施工実績 2件未満	0点		施工実績 2件未満	0点
	同種・類似工事の成績 評定 (平成21年度以降) 高知県発注工事に限る (※注1、注2、注4)	成績評定の平均点 80点以上	15点	同種・類似工事の成績 評定 (平成20年度以降) 高知県発注工事に限る (※注1、注2、注4)	成績評定の平均点 80点以上	15点
		成績評定の平均点 75点以上～80点未満	10点		成績評定の平均点 75点以上～80点未満	10点
		成績評定の平均点 70点～75点未満	5点		成績評定の平均点 70点～75点未満	5点
		成績評定の平均点 70点未満	0点		成績評定の平均点 70点未満	0点
	直近の成績評定の最低 点 (前年度実績) 高知県発注工事に限る (※注5)	成績評定 65点未満 無	0点	直近の成績評定の最低 点 (前年度実績) 高知県発注工事に限る (※注5)	成績評定 65点未満 無	0点
		成績評定 65点未満 有	-5点		成績評定 65点未満 有	-5点
	技術力評価(選択項目)			技術力評価(選択項目)		
	優良工事表彰の有無 (平成19年度以降) (※注1、注2、注6)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上 受賞	10点	優良工事表彰の有無 (平成18年度以降) (※注1、注2、注6)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上 受賞	10点
高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞		7.5点	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞		7.5点	
他機関表彰 受賞 (※注7)		5点	他機関表彰 受賞 (※注7)		5点	
表彰 無		0点	表彰 無		0点	
ISOのマネジメント システム審査登録等の 有無	ISO9000 シーズと併せてISO14000 シーズ又は エコアクション21を取得	5点	ISOのマネジメント システム審査登録等の 有無	ISO9000 シーズと併せてISO14000 シーズ又は エコアクション21を取得	5点	
	ISO9000 シーズ又はISO14000 シーズ若しくは エコアクション21のいずれかを取得	2.5点		ISO9000 シーズ又はISO14000 シーズ若しくは エコアクション21のいずれかを取得	2.5点	
	ISO認証及びエコアクション認証未取得	0点		ISO認証及びエコアクション認証未取得	0点	
舗装工事施工体制 (AS舗装工事に適 用)	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年 以上)リース契約しており、かつ、当該工事 のAS舗装工を自社で施工する。	10点	舗装工事施工体制 (AS舗装工事に適 用)	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年 以上)リース契約しており、かつ、当該工事 のAS舗装工を自社で施工する。	10点	

	(※注8)	ASフィニッシュを自社保有若しくは長期（1年以上）リース契約している、又は当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	5点		(※注8)	ASフィニッシュを自社保有若しくは長期（1年以上）リース契約している、又は当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	5点
		ASフィニッシュを自社保有又は長期（1年以上）リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する。	0点			ASフィニッシュを自社保有又は長期（1年以上）リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する。	0点
地域性・社会性評価（選択項目）				地域性・社会性評価（選択項目）			
	地域内拠点の有無 (※注9)	当該工事と同一市町村内に <u>建設業法上の主たる営業所</u> 有	10点		地域内拠点の有無 (※注9)	当該工事と同一市町村内に <u>本社（本店）</u> 有	15点
		当該工事と同一市町村内に <u>建設業法上の従たる営業所</u> 有	5点			当該工事と同一市町村内に <u>営業所</u> 有	10点
		当該工事と同一市町村内に <u>建設業法上の営業所</u> 無	0点			当該工事と同一市町村内に <u>本店・営業所</u> 無	0点
	自社工場（製作）の有無 (※注10)	県内自社工場による製作 有	10点				
		県内自社工場による製作 無	0点				
	若手技術者の育成の状況 (※注11)	41歳未満の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 有	10点				
		41歳未満の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 無	0点				
	地域ボランティアの有無 (前年度実績) (※注12)	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当	10点		地域ボランティアの有無 (前年度実績) (※注10)	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当	10点
		〃 15点以上20点未満相当	8点			〃 15点以上20点未満相当	8点
		〃 10点以上15点未満相当	6点			〃 10点以上15点未満相当	6点
		〃 5点以上10点未満相当	4点			〃 5点以上10点未満相当	4点
		〃 1点以上5点未満相当	2点			〃 1点以上5点未満相当	2点
		ボランティア活動 無	0点			ボランティア活動 無	0点

重機保有の有無 (※注13)	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期(1年以上)リースにより3台以上保有	10点
	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期(1年以上)リースにより2台保有	7.5点
	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期(1年以上)リースにより1台保有	5点
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 無	0点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 (前年度) (※注14)	加入又は認定 有	10点
	加入又は認定 無	0点
BCPの認定の状況 (※注15)	BCPの認定 有	10点
	BCPの認定 無	0点
独占禁止法違反等による指名停止の状況 (公告日以前1年間) (※注16)	指名停止 無	0点
	指名停止 有	-10点
合計	〇〇点(企業評価型;合計点を5点に換算する。) (施工計画型;合計点を4点に換算する。)	

注1 省略

注2:高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者(受注者が

重機保有の有無 (※注11)	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 有	10点
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 無	0点
	加入又は認定 有	10点
	加入又は認定 無	0点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 (前年度) (※注12)	加入又は認定 有	10点
	加入又は認定 無	0点
BCPの認定の状況 (※注13)	BCPの認定 有	10点
	BCPの認定 無	0点
独占禁止法違反等による指名停止の状況 (公告日以前1年間) (※注14)	指名停止 無	0点
	指名停止 有	-10点
合計	〇〇点(企業評価型;合計点を5点に換算する。) (施工計画型;合計点を4点に換算する。)	

注1 省略

注2:高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者(受注者が

共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員)は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

(1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反する行為により独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事

(2) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事

(3) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事

(4) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

注3 省略

注4: 同種・類似工事の成績評定は、県発注実績がない工事等、評価対象とすることが不適当な案件については、例外的に選択しないことができるものとする。

注5～注9 省略

注10: 自社工場(製作)については、鋼橋上部工、PC橋上部工、水門、ゲート設備工等で工場製作を伴う工事に適用するものとし、高知県内に自社工場を所有し、当該工

共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員)は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

(1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反する行為により独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事

(2) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事

(3) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

注3 省略

注4: 同種・類似工事の成績評定は、県発注実績がない工事等、評価対象とすることが不適当な案件については、例外的に選択しないことができるものとする。

また、成績評定が少ない案件については、「平成15年度以降」と設定することができるものとする。

注5～注9 省略

事における製作物を当該自社工場で作成する場合に評価の対象とする。

注11：若手技術者の育成の状況については、次のいずれかに該当する場合に評価の対象とする。(2)の現場代理人として配置する当該技術職員は、入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることが必要である。41歳未満の技術職員を主任(監理)技術者と現場代理人に1名ずつ配置する場合でも、1名分のみの加点(10点)とする。

(1) 当該公告工事の配置技術者要件として求める資格を有する開札日において41歳未満の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合

(2) 当該公告工事の種類に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号イ、ロ又はハに該当する開札日において41歳未満の技術職員を現場代理人として配置する場合

注12： 省略

注13： 評価対象とする重機は、バックホウ又はトラクターショベルに限るものとし、発注工事によって変えることはしない。バックホウ又はトラクターショベルは、規格等は問わないが、定められた検査等を受けた実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約の場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。

注14： 省略

注15： 省略

注16： 省略

② 配置予定技術者の評価

省略

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の従事実績の有無	施工実績 <u>3件以上</u> (※注3)	10点
	施工実績 <u>2件</u>	5点

注10： 省略

注11： 評価対象とする重機は、バックホウ又はトラクターショベルに限るものとし、発注工事によって変えることはしない。バックホウ又はトラクターショベルは、台数及び規格等は問わないが、定められた検査等を受けた実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約の場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。

注12： 省略

注13： 省略

注14： 省略

② 配置予定技術者の評価

省略

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の従事実績の有無	施工実績 <u>4件以上</u> (※注3)	10点
	施工実績 <u>2件以上4件未満</u>	5点

	(平成16年度以降) (※注1)	施工実績 2件未満	0点		(平成10年度以降) (※注1)	施工実績 2件未満	0点
	同種・類似工事の成績 評定 (平成21年度以降) 高知県発注工事に限る (※注1、注4)	成績評定の平均点 80点以上	15点		同種・類似工事の成績 評定 (平成20年度以降) 高知県発注工事に限る (※注1、注4)	成績評定の平均点 80点以上	15点
		成績評定の平均点 75点以上～80点未満	10点			成績評定の平均点 75点以上～80点未満	10点
		成績評定の平均点 70点～75点未満	5点			成績評定の平均点 70点～75点未満	5点
		成績評定の平均点 70点未満	0点			成績評定の平均点 70点未満	0点
技術力評価 (選択項目)			技術力評価 (選択項目)				
優良工事表彰の有無 (平成19年度以降) (※注1、注6)	高知県表彰 (知事賞又は優良賞) を2回以上 受賞	10点	優良工事表彰の有無 (平成18年度以降) (※注1、注6)	高知県表彰 (知事賞又は優良賞) を2回以上 受賞	10点		
	高知県表彰 (知事賞又は優良賞) を1回受賞	7.5点		高知県表彰 (知事賞又は優良賞) を1回受賞	7.5点		
	他機関表彰 受賞 (※注7)	5点		他機関表彰 受賞 (※注7)	5点		
	表彰 無	0点		表彰 無	0点		
継続学習制度 (CPD) への取組 (取得単位数) (一社) 全国土木施工 管理技士会連合会、(公 社) 日本技術士会、(公 社) 日本建築士会連合 会、建築設備士関係団 体CPD協議会、(公 社) 土木学会のいづれ かの取得単位数 (有効期間; 過去5年 間) (※注17)	推奨単位の10分の5以上	10点	継続学習制度 (CPD) への取組 (取得単位数) (社) 全国土木施工管 理技士会連合会、(社) 日本技術士会、(社) 日本建築士会連合会、 建築設備士関係団体C PD協議会、(社) 土 木学会のいずれかの取 得単位数 (有効期間; 過去5年 間) (※注15)	推奨単位の10分の5以上	10点		
	推奨単位の10分の3以上10分の5未満	7.5点		推奨単位の10分の3以上10分の5未満	7.5点		
	推奨単位の10分の1以上10分の3未満	5点		推奨単位の10分の1以上10分の3未満	5点		
	推奨単位の10分の1未満	0点		推奨単位の10分の1未満	0点		
配置予定技術者の資格 (※注18)	〇〇に関する1級国家資格を有する (〇〇は業種) (例: 土木一式、ほ装など)	10点	配置予定技術者の資格 (※注16)	〇〇に関する1級国家資格を有する (〇〇は業種) (例: 土木一式、ほ装など)	10点		

	上記以外の資格を有する	0点
合計	〇〇点（企業評価型；合計点を5点に換算する。） （施工計画型；合計点を4点に換算する。）	

注1、注3、注4、注6、注7：「企業の評価」と同様の取扱いとする。

注17： CPDへの取組は、表記の5団体のCPDに限るものとするが、専門工事については工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。

各団体推奨単位数

- ・ (一社) 全国土木施工管理技士会連合会
20ユニット/年 ⇒ 100ユニット/5年間
- ・ (公社) 日本技術士会
50CPD時間/年 ⇒ 250CPD時間/5年間
- ・ (公社) 日本建築士会連合会
50単位/年 ⇒ 250単位/5年間

ただし、(公社) 日本建築士会連合会の年当たりの推奨単位数は平成21年度以前のものであり、平成22年度以降の推奨単位数は12単位/年となっている。平成22年度以降の取得単位については、以下の算式により12単位を50単位に換算して取り扱い、推奨単位数は、250単位/5年間とする。

(例) 平成18年度から平成21年度までの間に100単位を取得しており、平成22年度に6単位取得している場合

$$100\text{単位} + (6\text{単位} \div 12\text{単位}) \times 50\text{単位} = 125\text{単位} / 5\text{年間}$$

- ・ 建築設備士関係団体CPD協議会
250単位/5年間
- ・ (公社) 土木学会
50単位/年 ⇒ 250単位/5年間

注18：省略

	上記以外の資格を有する	0点
合計	〇〇点（企業評価型；合計点を5点に換算する。） （施工計画型；合計点を4点に換算する。）	

注1、注3、注4、注6、注7：「企業の評価」と同様の取扱いとする。

注15： CPDへの取組は、表記の5団体のCPDに限るものとするが、専門工事については工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。

各団体推奨単位数

- ・ (社) 全国土木施工管理技士会連合会
20ユニット/年 ⇒ 100ユニット/5年間
- ・ (社) 日本技術士会
50CPD時間/年 ⇒ 250CPD時間/5年間
- ・ (社) 日本建築士会連合会
50単位/年 ⇒ 250単位/5年間

ただし、(社) 日本建築士会連合会の年当たりの推奨単位数は平成21年度以前のものであり、平成22年度以降の推奨単位数は12単位/年となっている。平成22年度以降の取得単位については、以下の算式により12単位を50単位に換算して取り扱い、推奨単位数は、250単位/5年間とする。

(例) 平成18年度から平成21年度までの間に100単位を取得しており、平成22年度に6単位取得している場合

$$100\text{単位} + (6\text{単位} \div 12\text{単位}) \times 50\text{単位} = 125\text{単位} / 5\text{年間}$$

- ・ 建築設備士関係団体CPD協議会
250単位/5年間
- ・ (社) 土木学会
50単位/年 ⇒ 250単位/5年間

注16：省略

<p>【「企業」と「配置予定技術者」の評価に関する補足説明】</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>③・④ 省略</p> <p>6 その他の留意事項</p> <p>6-1 評価内容の担保</p> <p>(1) 技術力評価の項目として舗装工事施工体制を選択し総合評価を実施しようとする場合において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受け、<u>落札者となった者</u>については、自社で施工したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社施工を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置（－8点）を行うものとする。</p> <p><u>また、地域性・社会性評価の項目として自社工場（製作）の有無を選択し総合評価を実施しようとする場合において、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で作成すると申請して加算を受け、落札者となった者については、当該自社工場で作成したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社工場製作を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置（－8点）を行うものとする。</u></p> <p><u>これらの取扱いは、入札公告に明記する。</u></p> <p>なお、「工事成績評定」の入力（減点）に当たっては、「8 法令遵守等」（総括監督員入力）の項目に入力すること。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>【「企業」と「配置予定技術者」の評価に関する補足説明】</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>③・④ 省略</p> <p>6 その他の留意事項</p> <p>6-1 評価内容の担保</p> <p>(1) 技術力評価の項目として舗装工事施工体制を選択し総合評価を実施しようとする場合において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受け、<u>落札者となったもの</u>については、自社で施工したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社施工を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置（－8点）を行うものとする。<u>この取扱いは、入札公告に明記する。</u></p> <p>なお、「工事成績評定」の入力（減点）に当たっては、「8 法令遵守等」（総括監督員入力）の項目に入力すること。</p> <p>(2) 省略</p>
---	--

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領
参考資料（様式等を掲載）

【企業の評価における地域内拠点の有無の設定例】

・ 県内・県外両方の企業参加が予想される場合

評価基準	配点
県内に建設業法上の主たる営業所 有り	10点
県外企業で県内に建設業法上の従たる営業所 有り	5点
県内に建設業法上の営業所 無し	0点

・ 県外のみ企業参加が予想される場合

評価基準	配点
県内に建設業法上の営業所の設置 有り	10点
県内に（建設業法上以外の）営業所の設置 有り	5点
営業所 無し	0点

・ 工事場所で地域要件を設定する場合

評価基準	配点
当該工事と同一市町村内に建設業法上の主たる営業所 有り	10点
当該工事と同一市町村内に建設業法上の従たる営業所 有り	5点
当該工事と同一市町村内に建設業法上の営業所 無し	0点

※同一市町村内の範囲については、個別工事ごとに事務所管内又は同一市町村等必要に応じて設定できるものとする。

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領
参考資料（様式等を掲載）

【企業の評価における地域内拠点の有無の設定例】

・ 県内・県外両方の企業参加が予想される場合

評価基準	配点
県内に本社（本店） 有り	15点
県外企業で県内に建設業法上の営業所の設置 有り	10点
本社（本店）・営業所 無し	0点

・ 県外のみ企業参加が予想される場合

評価基準	配点
県内に建設業法上の営業所の設置 有り	15点
県内に（建設業法上以外の）営業所の設置 有り	10点
営業所 無し	0点

・ 工事場所で地域要件を設定する場合

評価基準	配点
当該工事と同一市町村内に本社（本店） 有り	15点
当該工事と同一市町村内に営業所 有り	10点
当該工事と同一市町村内に本社（本店）又は営業所 無し	0点

※同一市町村内の範囲については、個別工事ごとに事務所管内又は同一市町村等必要に応じて設定できるものとする。

様式－[企業の評価項目一覧表]

企業の評価項目一覧表

会社名：

評価項目	審査の有無		評価の自己申告	
	有	無	件数等	評価点
同種・類似工事の実績の有無	有	無	○件	点
同種・類似工事の成績評定	有	無	○件平均点 ○○. ○点	点
直近の成績評定の最低点	有	無	成績評定65点未満	点
優良工事表彰の有無	有	無	平成○年度 ○○○表彰	点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	有	無	ISO○○○ エコアクション21	点
舗装工事施工体制（AS舗装工事に適用）	有	無	AS フィニッシュ自社保有 自社施工	点
地域内拠点の有無	有	無	同一市町村内本社	点
自社工場（製作）の有無	有	無	県内自社工場製作	点
若手技術者の育成の状況	有	無	41歳未満現場代理人	点
地域ボランティアの有無	有	無	地域点数○○点 相当	点
重機保有の有無	有	無	バックホ自社保有 ○台	点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	有	無	○○市消防団加入 ○○市消防団協力事業所表示制度の認定	点

様式－[企業の評価項目一覧表]

企業の評価項目一覧表

会社名：

評価項目	審査の有無		評価の自己申告	
	有	無	件数等	評価点
同種・類似工事の実績の有無	有	無	○件	点
同種・類似工事の成績評定	有	無	○件平均点 ○○. ○点	点
直近の成績評定の最低点	有	無	成績評定65点未満	点
優良工事表彰の有無	有	無	平成○年度 ○○○表彰	点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	有	無	ISO○○○ エコアクション21	点
舗装工事施工体制（AS舗装工事に適用）	有	無	AS フィニッシュ自社保有 自社施工	点
地域内拠点の有無	有	無	同一市町村内本社	点
地域ボランティアの有無	有	無	地域点数○○点 相当	点
重機保有の有無	有	無	バックホ自社保有	点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	有	無	○○市消防団加入 ○○市消防団協力事業所表示制度の認定	点

BCPの認定の状況	有	無	高知県建設業BCP 審査会の認定	点
独占禁止法違反等による指名停止の状況	有	無	独占禁止法違反による指名停止	点
計				点

(注) 省略

様式－[企業の評価に係る同種・類似工事の実績件数一覧表]

企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

省略

(注)

- 1 省略
- 2 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする3件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて最大3件を記載すること。
- 3 省略
- 4 3件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1及び2を3に書き換えて記載すること。

BCPの認定の状況	有	無	高知県建設業BCP 審査会の認定	点
独占禁止法違反等による指名停止の状況	有	無	独占禁止法違反による指名停止	点
計				点

(注) 省略

様式－[企業の評価に係る同種・類似工事の実績件数一覧表]

企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

省略

(注)

- 1 省略
- 2 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする4件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が4件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて最大4件を記載すること。
- 3 省略
- 4 3件目及び4件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1及び2を3及び4にして記載すること。

様式－[配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績件数一覧表]
配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

省略

(注)

- 1 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする3件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて最大3件を記載すること。
- 2・3 省略
- 4 3件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1及び2を3に書き換えて記載すること。

様式－[舗装工事施工体制における保有機械写真] 省略

様式－[配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績件数一覧表]
配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

省略

(注)

- 1 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする4件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が4件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて最大4件を記載すること。
- 2・3 省略
- 4 3件目及び4件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1及び2を3及び4にして記載すること。

様式－[舗装工事施工体制における保有機械写真] 省略

様式－[若手技術者の育成の状況]

現場代理人配置予定若手技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名	現場代理人 ○○ ○○
生年月日	年 月 日
法令による免許	<u>○○施工管理技士（取得年及び登録番号）</u> <u>建設業監理技術者資格（取得年及び登録番号）</u>
雇用年月日（雇用期間）	平成 年 月 日（○年○月）

(注)

- 1 記載内容の確認資料として、健康保険証（入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、指定講習に係る講習修了証の写し等を添付すること。
- 2 この様式は、当該公告工事の種類に係る建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する開札日において41歳未満である技術者（若手技術者）を現場代理人として配置する場合に提出すること。若手技術者を主任技術者又は監理技術者に配置する場合は、この様式の提出は必要ないこと。
- 3 入札参加申請時に現場代理人配置予定の若手技術者を特定することができない場合には、それぞれの技術者についてこの様式を提出すること。

様式－[重機保有調書]

重機保有

省略

(注)

- 1 省略
- 2 複数台保有している場合は、1台ごとに記載すること。
- 3～8 省略

様式－[重機保有調書]

重機保有

省略

(注)

- 1 省略
- 2 複数台保有している場合も、1台のみ記載すること。
- 3～8 省略